# 「土壌汚染対策法に係る技術的事項についての 考え方の取りまとめ案」に関する国民の皆様 からの意見募集結果について

平成14年9月

中央環境審議会土壤農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会

平成14年6月18日に環境大臣から中央環境審議会会長に対して諮問された「土壌汚染対策法に係る技術的事項について」について、同審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会において、考え方の取りまとめ案を取りまとめました。

本取りまとめ案について、平成14年8月7日から平成14年9月3日まで、広く 国民からの意見募集(パブリックコメント手続き)を行ったところでありますが、寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方については以下のとおりです。

#### **意見の提出状況**】

持参によるもの	1 通
封書によるもの	1 通
FAXによるもの	25通
電子メールによるもの	104通
合 計	131通

意見の延べ総数	556件
---------	------

# 「土壌汚染対策法に係る技術的事項についての考え方の取りまとめ案」への 意見の概要及び意見に対する考え方について

#### 背景

・意見なし

## 土壌汚染対策法に係る技術的事項について

## 1 特定有害物質

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . 直接摂取によるリスクの観点からの対象物	直接摂取によるリスクは表層土壌が汚染されてい
質は、地下水等の摂取のリスクの観点からと同様	るときに問題となることから、現行の土壌環境基準
に、土壌の汚染に係る環境基準における溶出物質と	項目のうち、表層土壌中に高濃度の状態で蓄積しう
すべきである。(3件)	ると考えられる重金属等を直接摂取によるリスクの
1 - 2 . 直接摂取リスクの観点の対象物質を重金属	観点から対象物質とすることが適当と考えます。
等9項目に限定したのは適切である。	
2.「重金属等」、「揮発性有機化合物」、「その	御指摘を踏まえ、別紙1-1に各特定有害物質の
他農薬等」は別紙1-1ではおぼろげながらそれぞ	分類を明示することとします。
れ何を指すか想像できるが、土壌汚染対策法施行令	
では、PRTR法施行令のように特定有害物質が五十音	
順で示させると考えられる。このため、各特定有害	
物質が、「重金属等」、「揮発性有機化合物」、	
「その他農薬等」のどれに該当するか、別紙1-1	
に示すべきである。(2件)	
3.ダイオキシン類を追加すべきである。	ダイオキシン類による土壌汚染については、既に
	ダイオキシン類対策特別措置法により対策がなされ
	ているところであり、引き続き同法により対応がな
	されることが適当と考えます。
4.「表層」の定義を明確にすべきである。	「表層」については、地表から深さ5cmまでの
	部分であることを明記します。
5.地下水等の摂取によるリスクの対象項目とし	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、土壌中に蓄積さ
て、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素も対象とすべき	れず降雨等により速やかに土壌から溶脱する、土壌
ではないか。	中で他の形態の窒素成分に変化しその量は種々の条
	件によって異なる等の性質を有しており、現行の土
	壌環境基準(溶出基準)の対象項目とはなっていま
	せん。また、土壌汚染対策により硝酸性窒素及び亜
	硝酸性窒素による地下水汚染対策を行うことは困難
	であることからも、土壌汚染対策法(以下「法」と
	表記)の対象物質とすることは適当でないと考えま
	す。

#### 2 土壌汚染状況調査の方法

#### 2-1 土壌汚染状況調査の対象となる土地の範囲について

#### 意見の概要

1-1.「工場・事業場の敷地が公道等により区分」 私道、フェンス、壁、緑地、軌道、水路により区 され」とあるが、「等」には、例えば私道、フェン 分された敷地が、汚染水の排出経路を含め、有害物 ス、壁、緑地、軌道、水路があてはまると考えてよ 質使用特定施設の設置されていた敷地と明らかに区 いか。事業場においては、公道と同様にこれらにより分されているのであれば、それらは「公道等」に該 って敷地を区切っており、使用形態が異なる。(22|当すると考えます。 件)

- 1 2 . 公道等とで区分された場合と敷地内道路で 区分された場合は同じではないか。
- 1 3 . 別紙 2 1の(2)7.2)において敷地が公道 等によって区分されているケースについて説明され ているが、同一敷地内であっても製造区域が構内道 路によって区分されている場合についても適用され ると考えてよいか。

2.別紙2-1の図で現在事務所や教室棟・講堂で ある土地については、「 900㎡」とされている が、資料調査の結果、以前から特定有害物質の利用しなっている事例があることから汚染が存在する可 実績がない土地であればグラウンド等と同様「調 査不要」とすべきである。(27件)

3.「特定有害物質を扱う特定施設を含む一連のプ が低いと判断できるため、p4、7行目の「・・・ たことが確実である」に続き、「有害物質を取り扱」としては適当ではないと考えます。 う特定施設を含む一連のプロセスの調査により、汚 染の範囲が特定できた場合の残りの敷地等」を追加 されたい。(3件)

4-1.調査範囲は「工場又は事業場の敷地であっ た土地のすべての区域」となっているが、調査面積|囲を絞り込んでいくことを目的としているのではな が広く負担が大きいので、有害特定施設の跡地等の 周辺に限定すべきである。リスクの低い場所を900人を目的としており、調査機関の力量により調査範 m<sup>2</sup>にすることも含め、工場全域ではなく、有害特|囲が変わりうるようなことは認められないため、ま 定施設、配管、地下ピット、排水枡等の使用場所周 辺について100m<sup>2</sup>メッシュにて調査し、汚染が確認 いて資料等調査により汚染の可能性を判断すること る。(3件)

質使用特定施設の設置場所周辺等の汚染濃度が高いくして調査を行うこととしており、原案どおりとす

#### 意見に対する考え方

事務所や教室棟・講堂である土地については、排 |水設備等が有害物質使用特定施設のある敷地と一体 能性が低い部分の例示として挙げましたが、これら の十地が有害物質使用特定施設のある敷地と全く独 立している場合には、汚染の可能性がないと考えら れる部分として試料採取が不要となる場合もあると 考えられます。

御指摘の箇所では汚染が存在する可能性が低い部 ロセス」について調査し汚染状況を特定できた場合 分の例を示しているわけですが、調査を行う前に汚 には、残りの土地については、当然、汚染の可能性|染の範囲が特定できるわけではありませんので、結 |果として御指摘のようなことになったとしても例示

本調査は土壌汚染が存在している場合に汚染の範 く、土壌汚染の存在を一律の方法により確認するこ |ず外枠として調査対象地の範囲を定め、その中につ された場合は、順次、調査範囲を拡大すべきであしています。その際、履歴情報等から汚染が存在 する可能性がないと考えられる部分については試料 4 - 2 . 調査対象土地は「工場又は事業場の敷地で」採取を行わなくてよいこととし、また、汚染が存在 あった土地の全ての区域」となっているが、有害物|する可能性が低い部分については試料採取密度を粗 と思われる区域に絞ることができるのではないか。「ることが適当と考えます。 (2件)

4-3.原則として、調査範囲は「廃止された有害 特定施設の跡地」に限定していただきたい。(2 件)

4 - 4 . 「汚染が存在する可能性が低い部分」につ いては基本とする密度より粗い密度で可とし、「汚 染が存在する可能性がないと考えられる部分」につ いては、試料採取を行わずとも可としたことは適切 である。

4 - 5 . 別紙 2 - 1 で具体的な考え方が示されてい るが、工場・事業場の規模の大小を問わずに一律に 考えられており実態に合わない。通常の工場・事業 場の場合は、「有害物質使用特定施設が設置されて いた場所だけではなく、工場・事業場の敷地全体を 通常の調査の対象」とされるが、これは規模の小さ い工場のケースには妥当するが、広大な敷地を有す る工場の場合は、有害物質使用特定施設が設置され ていた部分が一つの工場棟で明確に区画されていれ ばその範囲を通常の調査を実施し、それ以外の当該 特定有害物質による汚染が存在する可能性の低い部 分では調査密度を粗くすべきである。

5 - 1 . グラウンドや駐車場は、過去に有害廃棄物 が埋められている可能性があり、汚染可能性の観点 | 水設備等が有害物質使用特定施設のある敷地と一体 からは、事務所等と区別すべき理由がないと考えら となっている事例があることから汚染が存在する可 れるので、管理棟等の場合と同様の取扱いとし、粗 | 能性が低い部分の例示として挙げ、グラウンドや従 い密度で試料採取するか、もしくは、管理棟等につ|業員用駐車場は通常は有害物質使用特定施設のある いても試料採取不要とすべきである。(2件)

5.2.事務所は汚染の可能性が低い、グラウン|ないと考えられる部分の例示として挙げているとこ ド、駐車場は汚染が存在する可能性がないとなって一ろですが、他に有害物質の使用等の履歴情報がある いますが、事務所建物の下で汚染が存在する可能性/場合には、それに基づいて汚染の可能性を判断する は低いと思われます。グラウンドや駐車場の隅などしこととなります。 に、資材や廃棄物等を堆積させていた経緯がある可 能性もあるので、一概に、これらの用途の土地を 「汚染が存在する可能性がない」としてしまうのは 誤解を招くのではないでしょうか。あくまで、有害 物質の使用・存在の有無により判断すべきことを加

6 . 別紙 2 - 1の(2)イ. 2)で「大学」で教育関係 □ ここでは「大学」を例示として考え方を説明して の施設を代表していると考えられるが、小中高等学|いるものですが、御指摘を踏まえ「大学等」と修正 校、各種学校等の理科実験施設、病院等の検査施設します。 も同様の扱いをする必要があるので、「大学」を 「教育・検査機関」に修正する必要がある。

えた方がよいと思う。

が存在する可能性がないと考えられる部分」の定義|が存在する可能性がないと考えられる部分」の考え

事務所や教室棟・講堂である敷地については、排 敷地と全く独立していることから、汚染の可能性が

7.「汚染が存在する可能性が低い部分」と「汚染」「汚染が存在する可能性が低い部分」及び「汚染

付けが必要である。(3件)

(2件)

8.グラウンドや駐車場が特定施設と同一地層地盤 であり、地下水の下流域に相当するとの情報資料が「人為的な浸透等により引き起こされたものであり、 ある場合や、グウランドや駐車場の一部が過去に特し地下水等に溶出して拡散する場合を除き水平方向に 定施設建て替え時の掘削土砂等の仮り置き場として「移動拡散することは一般にはないものと考えられ、 使用され、撤去後に適切な覆土措置等が行われなか「同一の地層地盤であることは土壌汚染の存在する可 った情報資料がある場合、汚染の可能性がある部分│能性とは別の問題であると考えます。 とみなして、 から にして採取するようにする。

9. 広大であるかどうかの区分を明示すべき。

10.「有害物質使用特定施設の廃止時」にあたって 合や「一定規模以上の土地改変」に関しても実施さしるの調査をさせることとはしていません。 れるべきと考える。

11 - 1 . 調査対象は現在の工場の土地履歴のみを想 工場のミニ処分場である場合が多く認められるの で、これ以前の工場についても例えば明治時代まで し、調査範囲を過去の部分まで設定すべきである。 た有害物質使用特定施設で使用等された特定有害物しることとなります。 質が調査の対象であって、グラウンド、従業員用駐 車場等が工場・事業場の設立当初からそうであった かどうかという、過去の土地履歴を加味している が、過去に使用していた特定有害物質は法第4条の 対象であるから過去の土地履歴は関係ない。

12. 臨海部の埋め立て地などにおいては、元々の埋 め土に含まれる自然由来の重金属に起因して、溶出しれる自然由来の重金属に起因する汚染については、 基準が超過する例があることが知られている。この | 今後、土壌汚染対策法の適用の是非を含め十分検討 ような重金属汚染については、土壌汚染対策法の適しする必要があると考えます。 用の対象外としていただきたい。土壌汚染対策法の 対象とする場合は、少なくとも操業に起因する汚染 とは別の仕組みが規定されるべきと考える。

方は「考え方の取りまとめ案」別紙2-1にお示し したとおりです。

ここで想定する土壌汚染は地表からの有害物質の

また、グラウンドや駐車場の一部に御指摘のよう な履歴がある場合には、汚染の可能性がある部分と みなして、 に該当すると判断することが適当と考 えます。

土地が広大であるかどうかは調査の方法と関係が ありませんので、「広大」という記述は削除しま

「稼働中の工場等」については、不特定の人に対 は土壌汚染対策法の記載どおりであるが、「稼動中|する直接摂取によるリスクが発生しないことから使 の工場等」であっても使用内容の変更が行われる場 用内容の変更が行われる場合に直接リスクの観点か

> また、「一定規模以上の土地の改変」について は、その土地に汚染が存在する可能性があるかどう か分からずに一律に調査を行わせることは、人の健 康被害が生ずるおそれのある場合との調査実施の要 件からは不適当であると考えます。

法第3条の「使用が廃止された有害物質使用特定 定しているが、現在の駐車場やグラウンドは過去の 施設に係る工場又は事業場」の調査については、そ |の有害物質使用特定施設を設置していた事業者が営 んでいた事業に関する履歴等に基づく調査までと考 可能な限りさかのぼり、土地の使用履歴を明らかに入ており、それ以前の土地の使用履歴により汚染の 存在のおそれがある場合には、それが明らかとなっ 11 - 2 . 法第3条第1項の調査は、使用が廃止された際に必要に応じて法第4条の調査命令が発動され

臨海部の埋め立て地における元々の埋め土に含ま

13-1.調査の対象となる土地の範囲について、 汚染の存在する可能性については、現在の利用状

ない,区画、といった3種類の区画が明示されていす。 るが、用途による区分の他に「用地履歴の調査結果 を、当該区画がどの区画に該当するか判断する根拠 の一つ」として、付け加えるべきである。

13 - 2 . 「土壌汚染状況調査の対象となる土地の 範囲」は、現状の施設だけでなく、土地履歴も判 断材料とすべきではないか。

「通常の調査を行う」区画、 「試料採取点の密度 | 況に加え、その工場・事業場に関する範囲内での土 を粗くして調査を行う」区画、 「試料採取を行わ」地履歴の調査結果に基づいて判断することとなりま

#### 2-2 特定有害物質ごとに行うべき調査について

#### 意見の概要

1-1.土壌汚染の原因となりうる物質には、原材 料等に含まれている物質から、配管の塗料に含まれ「項における「製造し、使用し又は処理する」と同じ る鉛、燃料油の中のベンゼンなど、直接的には使用 されていないものの、副次的に存在するものまであ る。法においてはどの範囲の物質を対象とするのか を明確にしておかないと、調査結果に粗密が生じる ので、有害物質使用特定施設において使用等してい た物質の定義を明確にすべきである。

1 - 2 . 有害物質の使用量が極めて小さいが、種類 が多く、使用等されている場合の特定施設等(例: 研究施設等)の取り扱いをどうするのかも明確にし ておくべきである。(2件)

2.別紙2-2の揮発性有機化合物に係る調査方法 について、土地所有者等が望む場合、ボーリング調 | 減を目的として土地所有者等が希望した場合にでき 査を省略して「指定地域」に指定しても良いことと│ることとしていることから、問題はないと考えま なっているが、この場合、基準超過している土地が「す。また、指定区域となれば、周辺の住民等への影 なくても「指定地域」に指定されるおそれがあり、 周辺への住民等への影響・その後の措置対策等(汚」す。 染のない土地に措置命令をかけるおそれがある)を 考えると、ボーリング調査を省略することは問題が あると考える。

3.過去数十年にわたる活動の中で使用していた物 質を特定するのは非常に困難であり、安易な事前調|可能性がある物質は有害物質使用特定施設において 査による対象物質の絞り込みは汚染を見逃す危険性 使用等していた物質であり、それ以外の物質を調査 が高い。実際の調査事例においても出るはずのない「の対象とすることは土地所有者等に対して過重な負 物質が検出されることは多く、このような事例を踏 | 担を強いるものと考えます。 まえて、対象物質は原則として環境基準の全項目と すべきであり、使用していないことが資料等によっ て客観的に判断できる場合は絞り込むことを認める こととしてはどうか。

#### 意見に対する考え方

「使用等」の内容は、水質汚濁防止法第2条第7 であり、具体的には次のとおりです。

「製造」: 当該施設において、有害物質を製品とし て製造すること

「使用」: 当該施設において、有害物質をその施設 の目的に沿って原料、触媒等として使用 すること

「処理」: 当該施設において、有害物質又は有害物 質を含む水を処理することを目的として 有害物質を分解又は除去すること

ボーリング調査の省略は、あくまで調査費用の低 響がないよう適切な措置が実施されることとなりま

法第3条の調査を行わせる土地において、汚染の

4. 重金属については直接摂取によるリスクをもと 直接摂取によるリスクは子供に対してのみ生ずる に濃度基準が規定されているので、調査対象は子供|ものではありませんから、用途を限定する必要はな の出入りが考えられる公園、グラウンド、宅地といいと考えます。 った用途に限定すべき。

5-1.揮発性有機化合物について、土壌ガス調査 かを行うこととしていただきたい。(2件)

である。

- 6 1 . 重金属等の土壌溶出量調査については、周 辺地域で地下水の飲用利用等がある場合に限定すべ地下水等の摂取によるリスクの両方が考えられる きである。
- 6 2 . 「重金属等については土壌含有量調査及び |土壌の搬出による汚染の拡散のおそれもあること |土壌溶出量調査を行う」とされているが、どちらが|から、調査を行う際には土壌含有量調査及び土壌 優先されるか等、取り扱いを明確にして欲しい。当|溶出量調査の両方を行わせることとしており、必 初は現状の溶出量規定が全て含有量規定に変わると「ずしも御指摘のようにはなっておりません。いず 聞いていた。
- 6-3.直接摂取のリスクの観点からの調査は、 重金属等の含有量調査のみでよいのではないか。 直接摂取のリスクの観点からの調査方法が明確に一ことが適当と考えます。 示されておらず、法の円滑な運用に支障がある。
- 7.「土壌汚染状況調査」の方法は、汚染区域の指 定を逃れるための最低限の調査方法と考える。政省 | ことは困難でありますので、今回定める調査方法に 令案に記載されている「具体的な調査方法」が調査 |従って調査を行って汚染が発見されなかった場合に 仕様となることを危惧する。したがって、政省令に 具体的な調査方法の記載はあっても良いが、「最低|より汚染が発見されなかった」ということになりま 限この程度の調査」をしなければ「土壌汚染無し」 の判定はできない旨の記述が必要である。
- 8.調査対象物質が、法第3条では「使用等してい た物質」に限定されているにも拘わらず、法第4条|を設置していた事業場に係る調査ではありませんの では「都道府県知事が特定した物質」とされてお「で、原案どおりでよいと考えます。 り、整合がとれない。法第4条の調査対象物質を 「有害物質使用特定施設において使用等している物 質で、かつ都道府県知事が特定した物質」と政令で 規定することを提案する。
- 9.調査対象物質について、「法第4条の場合は都 道府県知事が人の健康に係る被害が生ずるおそれの による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそ あるものとして特定した物質とする」とあるが、お れがある土地の考え方」にある「おそれ」の判断基 それの判断基準を明確にすべき。

10.調査の対象となる物質について、「法第3条 の調査の場合は有害物質特定施設において使用等 質以外の物質は法第3条に基づく調査の対象とはな していた物質」とあるが、特定施設以外で使用しりません。 ていた物質も調査対象となると解してよいか。

揮発性有機化合物について土壌ガス調査と土壌溶 または土壌溶出濃度調査の両方を併用せず、いずれ 出量調査を併用することとしたのは別紙2 - 2 に記 述したとおりであり、土壌溶出量調査のみ行うこと 5 - 2 , 揮発性有機化合物について、土壌ガス調査 とした場合には全ての調査地点について少なくとも と土壌溶出量調査を併用することとしたことは適切「帯水層の深度までボーリングを行うことが必要とな ることから、調査費用の低減のためにも、原案のと おりとすることが適当と考えます。

> 重金属等については、直接摂取によるリスクと こと、汚染があった場合には当該土地からの汚染 れにしても、土壌汚染状況調査に際して何を調査 するのか明確にすることが重要と考えており、必 要があれば今後環境省において明らかにしていく

土壌汚染を100%発見できる調査方法を規定する は、あくまで「土壌汚染対策法に基づく調査方法に

法第4条の調査は必ずしも有害物質使用特定施設

「7 その他」の「7-1 土壌の特定有害物質 準と同じであり、そこでの考え方を参照して下さ

有害物質使用特定施設において使用等していた物

#### 2-3 具体的な調査方法について

#### (1)調査試料の採取地点

#### 意見の概要

- 1.調査面積が10,000m<sup>2</sup>未満の場合には100m<sup>2</sup>に1 地点以上、10,000m2以上の場合には900m2に1地点 については100m2に1地点の調査が必要と考えます 以上(5地点均等混合法)とすべきである。100m<sup>2</sup> に1地点の調査では、例えば10万m<sup>2</sup>以上の土地の 場合、莫大な調査費用が発生することになり負担が あまりに過大である。別紙2-3では汚染地の捕捉 を件数で行っているが、本来、捕捉は件数ではなくます。 面積ベースで行うべきものと考える。別紙2-3の それぞれの汚染面積を中央値として仮定して計算す ると、100m<sup>2</sup>に 1 点とした時に汚染値の捕捉面積の 積だけでは判断できないことから、汚染の捕捉は面 割合は99.8%となる。1,000m²に1地点としても96. |積ベースでなく件数で捕捉する必要があると考えま 7%であり面積ベースでは充分な捕捉率である。汚染 す。 値の捕捉率は件数ではなく、300m²以下の例外を設 けるならなおさら面積ベースで土地の面積に応じた 調査方法とすべきである。(2件)
- 2. 重厚長大産業の広大な事業場では、敷地の1辺 が数百m~数kmもある場合も珍しくなく、そのよ|については100m²に1地点の調査が必要と考えます うな敷地の中で有害物質使用特定施設から何百m~ 数kmも離れた位置まで汚染が広がっていることは現|分については900m²に1地点の調査を行うことと 実には極めてまれなケースと考えられる。したがっ 用特定施設からの相当の距離(概ね200m)がある 場合を追加すべきである。
- 3. 敷地の大きさと有害物質使用特定施設からの距 ね8,100m<sup>2</sup>以上に1点の密度/90m×90mを想定) る。別紙2-3によれば10,000m<sup>2</sup>以上の事例は330事 するのであるから、汚染が広がっていた方向につい「応じて判断するものと考えます。 てのみ更にメッシュを切って再調査することを義務 づけるなら、調査の精度は維持可能である。汚染が なくなった地点から更に100mも離れた土地の履歴 がはっきりしている地域については、汚染の広がり は考えられない。この場合、試料採取の必要もない はずである。
- 4.調査試料を採取する格子の配列は原則として東 西南北方向とする際、土地の形状に応じて方向を変り区画される部分の数を減らすことが出来る場合に えることができる例示を行うべきである。

#### 意見に対する考え方

広大な土地であっても、汚染の可能性が高い部分 が、履歴情報等から汚染が存在する可能性が低い部 |分については900m²に1地点の調査を行うことと し、汚染が存在する可能性がないと考えられる部分 については試料採取を行わなくてよいこととしてい

また、汚染面積が小さくても大量の有害物質によ る汚染が存在することがあり、土壌汚染の規模は面

広大な土地であっても、汚染の可能性が高い部分 |が、履歴情報等から汚染が存在する可能性が低い部 し、汚染が存在する可能性がないと考えられる部分 て、試料採取を行わなくてよい場合に、有害物質使|については試料採取を行わなくてよいこととしてお り、あくまで汚染可能性に応じて判断するものと考 えます。

「概ね8,100m<sup>2</sup>以上に1点の密度/90m×90mを 離(概ね100m以上)によって、更に粗い密度(概|想定」では、汚染が存在した場合にそれが発見され る可能性が非常に小さくなり、調査する意味自体が でのサンプリングも可能となるよう追記すべきであしなくなるものと考えられます。履歴情報等から汚染 が存在する可能性が低い部分については900m<sup>2</sup>に1 例中23事例と約7%であることから、汚染源から100 地点の調査を行うこととし、汚染が存在する可能性 m離れた地点まで汚染が及んでいる可能性は極めて一がないと考えられる部分については試料採取を行わ 小さい。更に、100mまでは100m²~900m²毎に調査 なくてよいこととしており、あくまで汚染可能性に

> 御意見を踏まえ、格子の線を回転させることによ は、一定の方法より格子の線を回転させることがで

きるように修正します。

5 - 1 . 最初から、100m<sup>2</sup>とするのではなく、過去 の土地利用実態等も考慮して調査区画面積を決めて「汚染の範囲を絞り込んでいくことを目的としている 調査を行い、その結果を踏まえ、更に細分化し汚染|のではなく、土壌汚染の存在を一律の方法により確 地を特定する方法をとるべきである。(2件)

5 - 2 . 調査基本単位の100m<sup>2</sup>は小さすぎ、非効率 リ調査範囲が変わりうるようなことは認められない であるので、現行の指針と同様に1,000m2に1地点|ため、まず調査対象地の範囲を定め、その中につい 以上とすべきである。(4件)

5 - 3 . 「調査試料の採取地点」を100m<sup>2</sup>に1地点 以上としているが、一律基準ではなく敷地規模によ り調査単位を設定するべきである。(2件)

6.「汚染が存在する可能性が低い」の判断基準と なる必須の具体的内容を明示していただきたい。

7-1.1調査地点につき5地点均等混合法の場 合、表層から土壌試料を採取できる地点と建物・舗 装などで表層から試料を採取できない地点とが混在|ですが、物理的要因等によりどうしても土壌が採取 する場合、同じ地層の土壌を採取できるように、東 西南北方向に10mの地点の5か所を原則として、許を得ないと考えます。なお、試料採取地点に建物、 容範囲で採取できる地点を選定するようにしてはど 舗装があったとしても、可能であれば穿孔して当該 うか。

7 - 2 . 既存施設解体前など土壌採取等が困難な場 合の緩和措置等を明記すべきである。

7 - 3 . 10mメッシュでの調査が画一的に定められ ると、既存建屋下、大規模水槽下等で土壌採取等が 困難な箇所が発生する。既存施設解体前など土壌採 取等が困難な場合の緩和措置、行政折衝での協議に よる変更等を明記すべきである。

8. 昔どの場所でどのような物質が取り扱われたか を調べる手法・手順を明示していただきたい。

9.土壌の分析法は手間がかかり、多くの試料を精し 度良く分析するのは大変なので、簡易法で予備調査 | から精度の高い分析を行うことは問題ありません

本調査は土壌汚染が存在している場合に自主的に 認することを目的としており、調査機関の力量によ て資料等調査により汚染の可能性を判断することと しています。その際、履歴情報等から汚染が存在す る可能性がないと考えられる部分については試料採 取を行わなくてよいこととし、また、汚染は必ずし も汚染が存在する可能性が高い場所のみに存在する わけではありませんので、汚染が存在する可能性が 低い部分については試料採取密度を粗くして調査を 行うこととしており、原案どおりとすることが適当 と考えます。

事務所や教室棟・講堂の敷地を例示としているの は、排水設備等が有害物質使用特定施設のある敷地 と一体となっている事例があり、そのような場合に は汚染が存在する可能性が低いながらもあると考え られるためです。なお、グラウンドや従業員用駐車 場は通常は有害物質使用特定施設のある敷地と全く 独立していることから、そのような場合には汚染の 可能性がないと考えられる部分となると考えます。

一義的に試料採取地点が定まることが重要である ことから採取地点選定の原則をお示ししているわけ できない場合については採取地点をずらしてもやむ 地点の土壌を採取することとなります。

ケース・バイ・ケースとなりますが、当該事業所 に残っている過去の記録・図面や水質汚濁防止法に 基づく届出の写し等により調査していくことになる と考えます。

簡易法で予備調査を行い、汚染範囲を絞り込んで を行い、汚染範囲を絞り込んでから精度の高い分析 | が、「汚染がない」というためには調査を行う区画 を行う必要がある。(2件)

10.調査手順等についてマニュアルを提示して載せ ていただきたい。

11.敷地境界付近では格子状の区画設定ができない ことや5地点均等混合法として中心及び中心から東 西南北方向に10mの地点で採取できないなどの状況 が起こると考えられるので、敷地境界付近の900m² |を一定の方法により選定して均等に混合することと に満たない土地の区画設定やその区画での5地点均1し、5区画以下であればそのすべてから採取して均 等混合法の採取方法はどうすればよいか伺いたい。

12. 土壌汚染対策法が施行される以前に調査をし、 対策を講じている場合は、もう一度同法の調査方法|の後に特定有害物質を使用等して操業をしていなけ た、操業中及び事業を廃止している場合については|果をもって法に基づき土壌汚染状況調査を行った結 どうか。

13. 土壌汚染対策法が施行された以降は、1999年に 発行された環境省「土壌・地下水汚染に係わる調査|汚染対策法による調査方法が定められる以上、現在 対策指針運用基準」は廃止されると理解してよろし「の調査対策指針の存在意義は低いものと考えます。 いか。

14. 既存の調査対策指針に基づき調査を実施し、既 欲しい。

15.地層は多様性が大きいため、例えば金属鉱床の トや試験紙などの簡易法で基準を超えていないことしています。 を確認すべきである。

16. 汚染源から3 m離れたところでは汚染地中ガス が検知されない例にしばしば現場で遭遇しており、 また、表層ガス調査では濃度の高い部分を見つける ことが肝心であり、高濃度の部分で溶出試験を行な うことになっているので、ここでは時間のかかる精 密分析はあまり必要とされないので、揮発性物質に|おいて明らかにしていくことが適当と考えます。 ついては検知管などの簡易法も用いて、10mメッシ

において公定法に定められた測定を行い、汚染の有 無を確認する必要があります。なお、簡易法により 汚染があると判断される部分については、少なくと も 1 地点において指定調査機関の確認が得られる測 定方法により汚染の存在を確認すれば、その結果に より指定区域とすることは可能としております。

より具体的な調査手順等については、必要があれ ば今後環境省から提示されることになると考えま

5 地点均等混合法で原則どおりに試料採取できな い場合には、5地点均等混合法で調査を行うべき敷 |地境界の土地が6区画以上であればそのうち5区画 等に混合することを考えています。こうした考え方 は、今後必要があれば環境省において明らかにして いくことが適当と考えます。

施行前に調査、対策を実施した場合において、そ に基づいた汚染状況調査を行う必要があるのか。ましれば、法施行後に施設を廃止した際に、当該調査結 果と見なすような運用が可能ではないかと考えま す。なお、法施行前に事業を廃止している場合には 法第3条の調査を行う必要はありません。

環境省において判断されるべき事項ですが、土壌

施行の時点で対策を実施中の土地については、都 に対策を実施中の案件については調査のやり直し等 道府県知事等の判断において法第 4 条の調査命令が が発生しないように、何らかの暫定措置を設定して一かからないようにする運用が可能ではないかと考え

土壌汚染対策法の調査は人為的な汚染を発見する ように汚染物質はある層のある特定の部分に濃集すしための調査でありますが、汚染が存在する可能性が ることがよくある。5地点均等混合法を行う際に 低い部分については、5地点均等混合法により指定 は、各地点での混合前の試料において、パックテス 基準を超えた場合に汚染が存在すると判断すること

> 土壌ガスが検出された場合にボーリングをして土 壌溶出量調査を行う地点については、さらに簡易法 等を用いてより土壌ガスが高濃度の地点を区画内に |おいて絞り込みを行うことが望ましいと考えてお |り、その詳細については必要があれば今後環境省に

ュ以下のメッシュで、原則的には4mメッシュで調 査を行うべきである。なお、簡易法を用いる際は、 事前にガスクロマトグラフなどでその再現性や検知 妨害ガスのチェックを行い使用する。

17. 土地の調査は、工場建屋等の施設の改変を行う の機構解明が不可能となり、よって適切な措置等の 対策がとれず、お金だけかかって、浄化が進まなく なる可能性が高くなる。

18 - 1 . 調査等の方法は、調査の実施者が非汚染と いう結果を得る方向での操作ができないことを担保 を得る方向での操作ができないよう、一義的に試料 できるよう定めるべきである。

18 - 2 . 調査等の方法は、「汚染対策の実施を図 り、もって国民の健康を保護する」という目的達成 のために行うのだということを明確にし、固定した 方法を示すのではなく現場に応じた流動的な方法を 実施するよう示すべきである。

19. 「汚染の存在する可能性が低い部分については 900m2に1地点以上」という部分について揮発性有 機化合物については、現行の調査対策指針と同様に|には900m²に1地点以上の調査で良いと考えます。 400m<sup>2</sup>に1地点以上の方が良いのではないか。

20.「土壌汚染が存在する可能性が高い場所が必ず 採取地点となるようにする」という記述があるが、 その可能性は誰が判断するのか。

21. p 5 の 8 行目及び15行目に「 1 地点以上」とあ るが、「1地点」とすべきである。

22. 別紙2-5について、通常、指定区域は土壌汚 染の存在が明らかになった場所のみを限定化させる されることとなり、また法第 9 条の土地の形質の変 べきものであって、調査の効率化および調査費用の|更の規制がかかることとなり、土地所有者等による 低減化の観点から区域を指定するものではないもの | 当該土地の管理がなされなければならなくなること と考える。なぜなら、土壌汚染はその土地所有者等から、それを土地所有者等が受け入れる場合は、調 だけの問題ではなく、その汚染された場所を含む周 | 査費用の低減化のために汚染があることが明らかと 辺住民に対しても、汚染状況の内容等の情報開示を なった時点で調査対象地全体を指定区域とすること 踏まえ、生活環境を考える上で重要な問題となってしは特に問題はないと考えます。 いるのが現実であり、その汚染土壌の存在範囲はあ る程度確定的なものでなければならない。よって、 調査費用の低減化による土地所有者等の希望のみに より対策区域を拡大化して取り扱うという考え方は 適当ではないものと考える。また、例えば、ある広 大な敷地を所有する工場跡地で1地点のみ土壌汚染 を調査した結果、高濃度の汚染が発見されたが、土 地所有者等は直ちに土地の改変は行わないという理

法第3条の調査は、有害物質使用特定施設の廃止 前に行うこととすべきである。そうしないと、汚染|時に調査を行わせることとしていますがその際に は、有害物質使用特定施設が存在した場所等の土地 |履歴等をもとに調査が行われることとなっており、 汚染範囲の特定及び対策の実施には特段の問題はな いものと考えます。

> 調査の方法は、調査の実施者が非汚染という結果 採取地点が定まるようにしています。

> 揮発性有機化合物についても、土地履歴等により 「汚染の存在する可能性が低い」と判断できる場合

> 有害物質使用特定施設及び関連する配管、地下ピ ット、排水枡などが存在した場合には、その直下や 周辺を汚染の可能性が高い場所として試料採取地点 となるよう調査の実施者が判断します。

> ここでは調査地点の密度を記述していることから 「1地点以上」としていますが、具体的には試料採 取地点は各区画に1地点となります。

> 指定区域とすることによりその土地は台帳に記載

由で、全ての敷地面積を指定区域として指定すると ともに、立ち入り禁止措置を施すことになったが、 近隣の住民にとっては、この情報だけでは土壌汚染 に対して不安を持つことが予想されるとともに汚染 の状況について詳細な情報(実質的な汚染範囲や汚 染深度等)を求められることが考えられる。したが って、広大な土地における指定区域の指定について は、1地点のみの調査では問題があることから、全 ての敷地を指定区域と指定できる選択条件として、 一定規模の敷地面積未満の場合に限る等の条件をつ けるべきである。

23.「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」 に基づき行ってきた調査等の法施行後の位置づけ に関し、次の点を明確にすべきである。

法施行後においては、「土壌・地下水汚染に 係る調査・対策指針」はどのような扱いにな るのか。

法施行後においては、指針に基づき1,000m2 に1地点の割合で行ってきた調査の位置づけ はどうなるのか。

これまでは指針に基づき、概ね 1,000 m²に 1 地点の調査を指導してきたが、法施行後は、 土地所有者等が自主的に行う調査について も、100m<sup>2</sup>もしくは 900m<sup>2</sup>に 1 地点とする必 要があるのか。

法施行後に、土地所有者等が自主的に行う調 査であっても、指定調査機関に本技術的事項 に準じた調査をさせた場合、法の「土壌汚染 状況調査」とみなし、指定区域の指定等が必 要となるのか。

法施行後は「土壌・地下水汚染に係る調査・対 策指針」の存在意義は低いものと考えます。

これまで指針に基づいて行ってきた調査につい ては、その調査の内容と調査後の土地の使用状 況等により、法に基づく調査と見なすこともで きる場合もあり、そう判断できない場合もあ るものと考えます。

土地所有者等が自主的に行う調査はあくまで土 地所有者等の判断により行われるものですので 、必ずしも土壌汚染対策法に基づく調査方法と 同じにする必要はないと考えます。

法施行後に土地所有者等が法に基づく調査と同 様の方法で自主的に行った調査により汚染が発 見された場合には、人の健康に係る被害が生ず るおそれがある場合には都道府県知事等が法第 4条による調査命令を発動し、当該調査結果を 活用して指定区域の指定等が行われることがあ ると考えます。

#### (2)調査試料の採取深度等

#### 意見の概要

1 - 1 . p 6 の「相対的に高い調査地点のすべてに おいて」は、10地点あれば相対的に低い1地点を除|地点よりも高いという意味で使用しています。ま いたり地点で調査を行うようにとられかねないが、 15行目の「相対的に高い調査地点が1地点しかな|いということを証明するためには、「相対的に高 く」という表現もあり、「相対的に高い」という言い」調査地点のすべてにおいて汚染がないことを確 葉が曖昧で誤解を招きかねないので、「相対的に高|認する必要があると考えます。 い」を「相対的に高い調査地点の5地点において」 に修文すべきである。なお、5地点が適切であるか については、専門委員会の検討を待ちたい。また、 例えば、調査地点とそれぞれの測定値を三次元表示 し、そのパターンから何点で調査を行うかについ

#### 意見に対する考え方

「相対的に高い」とは、隣接するどの区画の調査 た、土壌ガスが検出されたにもかかわらず汚染がな

- て、混乱が生じないように指針となるべき説明を示 すべきではないか。
- 1-2.全てのピーク地点のボーリングとせず、高 い山からボーリングを行っていき、ある低さからは 土壌溶出シロの判定が出るようになれば、それより ガス濃度の低い山はボーリング不要、シロと推定と することはできないか。こうすれば、土地所有者の 調査費用は軽減される。ガス調査と溶出分析の間に 相関関係を認めて、ガス調査方法を採用している以 上、あるガス濃度値から下は溶出量も基準値以内と 推定することは科学的に不合理ではないと考える。 (2件)
- 1-3.「土壌ガス濃度が相対的に高い調査地点の すべて」とは"土壌ガス濃度が最も高い調査地点 (同値で複数の場合はそのすべて)"という意味と 理解してよいか。そうでないならば、どのような意 味か具体的にご説明頂きたい。
- 2. 帯水層とは、砂、礫等の透水層で水が飽和され たものと定義されるが、地下水流動の観点からは、 連続性を有したものであることが条件となる。ここ 取」と修正します。 では、地下水等が存在するためにガスの採取が出来 ない場合を示しているが、地下水等とは帯水層中の 地下水である場合には限らず、表層土壌中の溜まり 水が存在する場合も含まれるので、p6の「最初の 帯水層が…地下水を採取」を「地下水等の存在によ り土壌ガスが採取できない場合にあっては当該地下 水等を採取」とするべきである。
- 3.表層ガスの濃度が相対的に高い場所が1地点し とを確認する必要がある。
- 4 . 土壌ガス調査で相対的に高い地点が1地点しか である。
- 5.舗装はじめ施設の直下には支持地盤に粗粒の砂 利(砕石)を敷設するが、この砂利層を土壌試料と 土壌から採取することとし、また砂利と土壌が混合 場合には、土壌試料として採取し、レキの含有率 に砂利を除くことが適当と考えます。 (%)を記録することとしてはどうか。
- は、表層土壌が有る場合また無い場合いずれにおい下の土壌から採取を開始することとなると考えま ても、施設が埋設されている深さ以下の深部土壌も す。 試料採取することとすべきである。

御意見を踏まえ、「地下水等の存在により土壌ガ スが採取できない場合にあっては当該地下水等を採

原案ではそのような記載をしていたところです かなく、そこでのボーリング調査で汚染が確認され|が、相対的に高い場所が1地点しかない場合のもう ない場合には、土壌ガスが検出された範囲内でもう 1 ヶ所のボーリング調査を行う場所の選定が困難で 1箇所ボーリング調査を行い、汚染が存在しないこ|あることから、もう1ヶ所のボーリングは行わない よう修正します。

相対的に高い場所が1地点しかない場合のもう1 ない場合は、ボーリング調査も1地点のみとすべき ヶ所のボーリング調査を行う場所の選定が困難であ ることから、もう1ヶ所のボーリングは行わないよ う修正します。

資料採取の際に砂利層があった場合にはその下の しないこととし、砂利が下部の土壌と混合しているしているような場合には、分析をする試料調製の際

6 . 有害物質使用に関係のある施設の直下や周辺で | 試料採取地点に施設が存在する場合には、その直

7.揮発性有機化合物の場合、調査試料の採取深度 揮発性有機化合物の調査方法については、別紙2 を浅くし、直上部で汚染検出の時には深度を増加さ1・2 にお示ししているとおり土壌ガス調査及び土壌 せていく方式とすべきである。

溶出量調査を併用することが適当と考えます。

8.p6に「ボーリング調査は、土壌ガス濃度が相 対的に高い調査地点のすべてにおいて、表層から10 解が生じないよう表現を修正します。 mまで(最初の帯水層の底が表層から10m以内にあ る場合は帯水層の底まで)ボーリングを行い、」と あり、別紙2-2「2.調査から指定に至る手順」 フローの下から2つ目のステップのボーリング調査 では(相対的高濃度地点含む最低2ヶ所)の字句が ある。矛盾の無い説明文を望む。(2件)

御指摘の2箇所は同じ内容を示すものですが、誤

9.全般的に土地所有者にとってきわめて不利な判 出基準が超過しているとは言い切れない。

土壌ガスが検出されたことをもって必ず揮発性有 定方法を採用しようとしている。このレベルで検出 | 機化合物の土壌溶出基準を超過しているとは言い切 しているからといって、揮発性有機化合物の土壌溶 | れませんが、土壌溶出量調査のみにより判断を行う こととした場合には全ての調査地点について少なく とも帯水層の深度までボーリングを行わなければな らなくなることから、別紙2-2にお示ししている 方法は土地所有者等にとって合理的な方法になって いると考えます。

10.2 箇所以上相対的高濃度ポイントが現れた場合 は、全てのポイントのボーリングがシロでなければ|は言い切れないため、いずれかの区画で汚染が発見 ガス検出区域の全てをシロとは認めない方式である|された場合には土壌ガスが検出された範囲を指定区 が、シロ判定ボーリングの及ぶシロの領域はどこま |域とすることを基本とし、その際にボーリングを行 でであるのかが不明である。ボーリング地点を一つて汚染が発見されなかった区画があった場合に 内包する10mメッシュ単位なのか、 それとも幾何 は、そこのみを指定区域から外すことが適当と考え 学的連続性の判断によって裾野全域とするのか この場合、クロ判定のボーリング地点と裾野が重な っている場合は、どういった区切りが実施されるの か。(2件)

ボーリングを行っていないところは汚染がないと ます。

11. 各区画内に、有害物質を使用している施設、ま たは配管など有害物質が存在する設備等、汚染源と なる可能性のある構造物が存在した場合は、それら の構造物の直下から-50cmまでを均等に採取しそれ らの同量を均等に混合して1試料とすべきである。

御指摘のとおりと考えます。

12.土壌ガスが検出される(0.05ppm)からといっ て、揮発性有機化合物が土壌溶出基準を超過する恐|を超過しているするとは限らないため、相対的に土 れがあるとは言いきれない。ボーリング調査を行う|壌ガス濃度が高い地点でボーリング調査を行うこと べき土壌ガス濃度を別途規定すべきである。(4 としているものです。 件)

土壌ガスが検出されたことをもって土壌溶出基準

13 - 1 . 原則として地表面下15cmまでの土壌を採取 る。(3件)

表層部分の土壌の採取については、土壌を手で掘 し、これらを均等に混合して1試料とすべきであ 削した際に通常人の手が届くと考えられる深さが50 cm程度であることから、その深さまでとしたところ

13 - 2 . 現行の調査・対策指針運用基準(原則としてす。 て地表面下15cmまで)に対し、今回、調査試料の採 取深度を表層50cm下までとしているが、直接摂取に

よるリスクを考慮するのであれば、誤って土壌を口 にするのは幼児と考えられ、その幼児が掘る深さを 考慮すれば50cmは必要ないと考えるが、50cmとした 根拠についてご教示願いたい。(2件)

14.「土壌ガス調査により当該物質が検出された調 査地点があった場合には、ボーリング調査を行うこ│して必要に応じて行われる調査についても、通常は となく土壌ガス調査によって検出されたことをもっ|指定調査機関に行わせることとなると考えます。 て指定区域とすることができる」とあるが、指定後 のボーリング調査を含む詳細調査は「土壌汚染状況 調査」と判定されるのか。また、当該詳細調査は指 定調査機関によらなければ調査できないのか。「土 壌汚染状況調査」の範囲と「指定調査機関」の役割 を明確にしてもらいたい。

指定区域の指定後に汚染の除去等の措置の一貫と

15-1.土壌ガス調査後のボーリング調査につい すべてにおいて、表層から10mまでボーリングを行|m以上と非常に深い事例もあり、また深くなればな 削深度を定めるのは問題が多い。また、「 土壌 という割り切りで調査を行うこととしたものです。 ガス濃度が相対的に高い調査地点が1地点しかな く、そこでのボーリング調査で汚染が認められなか った場合には、土壌ガスが検出された範囲内でもう 1か所ボーリング調査を行い、 −−とあるが、深 部に汚染が及んでいる可能性を考慮し、最初のボー リングより深いボーリングの実施が適切である。 15-2. 揮発性有機化合物においては長年の間に地

ボーリングの深度については最初の帯水層の底ま 土壌ガス濃度が相対的に高い調査地点の「で行うことが望ましいと考えますが、その深度が50 」とあるが、すべての地点において同一掘|るほどボーリングコストが上昇するため、10mまで

中深度20mを越えて地下水が汚染されて近隣の井戸 及び農業用水の井戸に検出されているケースもあ リ、また不透水層が10mを超えてその下部に存在す る場合もある。一義的に10mまで調査をし、検出し なければその地域に汚染は無いと判断するのはどう

16.調査結果は再現性が重要であるので、分析試料 の採取にあたっては、調査地点の地層記載を行い、 分析試料採取層準や採取部分を明らかにすることが 必要である。よって、調査にはトレンチやオールコ アボーリングなどの連続地層試料による地層断面観 察をまず行い、地層断面スケッチ・写真撮影および ボーリングコアスケッチを行う。この後層区分を行 い、特に人工地層と自然地層の境界を明らかにす る。分析資料の採取にあたっては汚染の濃集部分を 見つけることを念頭におき,対象物質の移動様式と 地質構造を考慮し適切な場所から試料を採取するこ ととすべきである。なお、異なる深度の地層を混合 することは決して行ってはならない。

土壌汚染対策法の調査は人為的な汚染を発見する ための調査であり、通常汚染は地表から下部に浸透 していくと考えられますので、調査は地表から50cm までの土壌に汚染が存在するかどうかで判断するこ とを基本としています。

17. 揮発性有機化合物の使用履歴がある土地の場合 | 揮発性有機化合物の汚染については土壌ガスの検 には、土壌ガス中から揮発性有機化合物が検出され|出という厳しいレベルでの判断を行うこととしてお なくともボーリング調査を最低1地点実施すべきで り、また、土壌ガスが検出されなかった場合1ヶ所 ある。

のボーリング調査を行う場所の選定が困難であり、 土壌汚染を発見するという意味で効果がほとんど無 いと考えられることから、全ての地点で土壌ガスが 不検出であることをもって調査を終了して良いこと としたものです。

18.全てのピーク地点についてボーリングをさせる のではなく、土壌ガスが一定濃度以上の箇所につい 表層部分での土壌ガス濃度は一定でないことから、 てボーリングを行うか、あるいは高濃度箇所から順│ボーリングを行う一定の濃度を定めることは困難で 次ボーリングを行い、土壌環境基準以下の判定が出 るようになれば、それよりガス濃度の低い箇所はボ | 染がないとするためには、少なくとも相対的に土壌 ーリング不要とすべきである。

地下で溶出基準を超過した土壌汚染がある場合の |あり、土壌ガスが検出されているにもかかわらず汚 ガス濃度が高い地点すべてにおいてボーリング調査 により汚染がないことを確認する必要があると考え

19. 望ましい調査期間を明示すべきである。

調査結果の報告期限については、別途環境省がパ ブリックコメントを募集していた案において、有害 物質使用特定施設の廃止から90日間とすることを原 則とすることとされています。

20.採取した地下水についての測定方法・評価方法 を明示すべきである。

土壌ガスの代わりに採取した地下水については、 水質汚濁防止法の地下水の浄化基準を超過した場合 に土壌ガスが検出されたことと同等とみなす旨の記 述を追加します。また、その際の測定方法は水質汚 濁防止法に定められた方法と同じとすることが適当 と考えます。

21. 揮発性有機化合物の土壌ガス調査で検出下限値 を上回ると自動的に10mのボーリング調査に移行す の揮発性有機化合物とは別に定めるべきである。

ベンゼンについては他の揮発性有機化合物に比べ てより低濃度の土壌ガスの検出でも土壌溶出基準を るが、ベンゼンについては判断基準となる数値を他 超過していることがあることから、ベンゼンのみ検 出下限値を低めに設定することとします。

22. 別紙2-2について次のように理解してよい か。

のいずれもそのように理解します。

土壌ガスが検出されなかった区域は、ボーリン グ調査を行わずに、「指定区域」としない。 土壌ガスが「相対的に高濃度の地点を含む最低 2か所についてボーリングを行って、何れも有 害物質の溶出量が基準値を下回った場合」に は、土壌ガスが検出されたがボーリング調査を 行わなかった地点についても「基準値未満の土 壌汚染」とみなし「指定区域」としない。 ボーリング調査の結果有害物質の溶出量が基準 値を超える地点が1箇所でもあった場合には、 土壌ガスが検出された地点は以下のとおり判定 される。

a . ボーリング調査を行わない地点(土地所有

者等が自ら希望する場合)

「指定区域」とする。

b.ボーリング調査の結果、基準値を超える地

「指定区域」とする。

c.ボーリング調査の結果、基準値を下回る地

「指定区域」としない。

23. 案では、重金属等の調査深度は50 c mなってい るが、環境省で策定した指針では15 c mあった。法 | づいて調査した結果については、指定調査機関の確 では、指定調査機関による、省令に定める方法により認等の行為により、できるだけ有効にデータが活用 る調査となっているが、法施行前に、環境省指針に│できるような運用をすることが望ましいと考えま 基づいて調査した結果については、指定調査機関のす。 確認等の行為により、有効にデータが活用できるよ うにすべきである。

状況にもよりますが、法施行前に環境省指針に基

24.土壌汚染状況調査の時期について明記されてい し、土をかく乱してしまうと汚染状況がわからなく 除却(被覆された状態)する前に行うべきである。

揮発性有機化合物の土壌ガス調査については、試 ないが、揮発性有機化合物の場合には明記しておい|料採取を雨天時及び地上に水たまりがある状態の場 た方がよい。また、土壌ガス調査は、建物を除却 | 合には行わないことが適当と考えます。また、建物 を除却した直後に調査を行ってもよいと考えてお なってしまうおそれがあるので、原則として建物をり、それ以外については調査の時期をあえて明記す る必要はないと考えますが、可能な限り土をかく乱 してしまう前に調査がなされることが望ましい点に ついては御指摘のとおりと考えます。

25. 周辺に地下水汚染がある場合、汚染の可能性が 高い場所1地点でボーリング調査を行うことになっ 壌溶出量調査を行う地点については、可能であれば ているが、10mメッシュの調査で場所を選定するこ の判定に表層土壌ガスの絞込み調査を行わないで、 10mの深度までの調査で判定することは、非常に危 険である。ボーリング調査を行う地点は、「必要に 応じ補完的な土壌ガス調査による高濃度地点の絞込 み」を行うのではなく、絞込み調査は絶対条件とす べきである。(2件)

土壌ガスが検出された場合にボーリングをして土 |簡易法等を用いて区画内においてより土壌ガスが高 とは、汚染を見逃す可能性が高い。また、汚染土壌|濃度の地点の区画内において絞り込みを行うことが 望ましいと考えます。

26. 重金属等及びその他の農薬等の調査深度につ いては表層下50 c mまでの調査とあるが、「別紙 2 - 2 揮発性有機化合物の土壌汚染状況調査につ いて」の「3.土壌ガス調査に基づく汚染範囲確 定の考え方」に記載のあるように、「浄化」時に は措置範囲を確定するためにボーリング調査を行 うため、ここでは表層部での調査としたと解して

そのような理解でよいと考えます。

27. 汚染実態を3次元的に把握した上で対策を講じる らに深度の採取が望ましい。

汚染の除去等の措置を行う際に必要に応じて汚染 必要があるので、採取深度は表層50cmに限らず、さ|の深度の調査を行うこととしていることから、土壌 汚染状況調査においては表層部分の調査とすること で良いと考えます。

#### (3)周辺に飲用利用がある場合等の調査

#### 意見の概要

- 1.地下水利用の有無の区別を調査の場合はしてい るが、対策の場合は区別していない。地下水の利用 の有無によって、対策を場合分けすべきではない
- 2.「一定の範囲内」について、揮発性有機化合 物、重金属ともに概ね数百mから数 k mと非常に広 | 性有機化合物に比べて一般的に地下水中での移動が い範囲を想定しているが、揮発性有機化合物と重金 | 遅く、同じ時間では到達距離は短くなります。一方 属を分けて範囲を設定すべきである。(6件)

- 3.第3条に基づく調査により、汚染がないことが 確認されたにもかかわらず、当該土地周辺に地下水 は、法第3条に基づく調査ではなく、法第4条によ の飲用利用がある場合等に、 当該土地の周辺の地 る調査命令が行われた場合の調査になります。この 下水に汚染がある、 く調査を命じた場合という想定がなされているが、 このような場合に第4条に基づく調査命令をかける 汚染がある」は、地下水汚染が、当該土地が原因に|表現が適切でなかったため、「( 1 )( 2 )の調査 よるものかどうかは確認不能であり、 に土壌汚染が存在することが明らかである」は概況します。 調査をして汚染がないと確認されたにもかかわら ず、土壌汚染が存在することが明らかであるとは、 いったいどのような場合を想定しているのか不明で ある。
- 4-1.「周辺に飲用利用がある場合」の範囲につ いて、明確にしておく必要がある
- 能性があるので、例えば地下水の流れ方方向等の特 よう、例えば地下水の流れの方向を特定する等、今 定しやすい条件を付加すべきである。
- 4 3 . 地下水汚染が数 k mに及ぶのはかなり特殊 | ていくことが適当と考えます。 な事例であり、事例件数のグラフからも多くは数百 mの範囲内であるので、「一定範囲内」については 現実的な対応が可能な範囲で検討して欲しい。
- 4-4.地下水汚染が判明した事例や土壌汚染に起 因するシミュレーション結果等から明らかなよう

#### 意見に対する考え方

地下水等の摂取によるリスクに関しては、汚染の |除去等の措置についても調査の場合と同じく、周辺 に飲用利用がある場合等に行われることとなりま

重金属については、その形態にもよりますが揮発 で、揮発性有機化合物が時間とともに分解するのに 対し重金属等は分解されることなく移動していくと いうことがあり、ここでは到達しうる範囲について 特に区別はしていません。何れにしても「一定の範 囲内」については特定有害物質の種類、各々の土地 における地質や地下水の状況等により異なるもので あり、一概に整理できるものではないと考えます。

「(3)周辺に飲用利用がある場合等の調査」 当該土地に土壌汚染が存在 場合には、表層部分の調査で汚染が見つからない場 することが明らかであるような場合に第4条に基づ 合でも当該土地の地下水汚染調査等が必要と考えら れる場合があることから、このような調査を追加す ることとしたものです。なお、本文中の「これらの ことができるのか。「当該土地の周辺の地下水に」調査により汚染がない場合であっても」については 「当該土地」により汚染が見つからない場合であっても」に修正

「一定の範囲内」については特定有害物質の種 類、各々の土地における地質や地下水の状況等によ 4 - 2 . 概ね数百m~数kmだけでは、各自治体の リ異なるものであり、一概に整理できるものではあ よって格差が生じ、必要以上の調査を命じられる可しませんが、都道府県知事等の判断に差が生じない 後必要があれば環境省において考え方を明らかにし

に、汚染物質の種類、汚染状況、地盤・地質の状態 等により汚染範囲が異なるため、各事象ごとに汚染 範囲を明確にし、適切な範囲での調査が行われるよ うにする必要がある。

- 5. 汚染がない場合であっても、 においては「当 該土地に土壌汚染が存在することが明らかであるた|あっても」については表現が適切でなかったため、 め」とは明らかに矛盾する。どういう文意であるの か分かり易く記述すべきである。(3件)
- 6-1. 「汚染の可能性が高い場所1地点」の範囲 について科学的根拠に基づき明確に示すべきであ り、かつ、政令又は省令に規定すべきである。
- 6 2 . 「汚染の可能性が高い場所 1 地点」の表現 | があれば今後環境省において考え方を明らかにして は、漠然としたものであるので、法施行後、現場で「いくことが適当と考えます。 の運用時に混乱が生じないよう科学的根拠に基づき 明確に示すべきである。(2件)
- 7. 地下水観測井設置の際、あらかじめケーシング 等で汚染を深部に拡大することを防止しながら地層|れが深部に拡大することを防止しながら調査を行う の汚染状況を調べておくべきである。また、この結しことは重要と考えます。 果にしたがって汚染を深部に広げないよう止水をし っかりされた地下水観測井を設置すべきである。
- 8.「当該土地に土壌汚染が存在することが明らか な場合」とは誰が、どのような基準で判断するのか│場合」とは、土地所有者等の自主的な調査等によ 明確化するべきである。
- 9.非常用の井戸は常態として飲用しておらず、災 害時には何らかの浄化措置を加えなければ汚濁して 飲めないことが多い。発症のリスクレベルが他の3 つとは全く異なり、同列に論じるのはおかしい。水 | 濁法とは別法の土壌汚染対策法では、リスクに応じ | 染されないようにすることは重要であり、水質汚濁 た措置が特色であるからには、水濁法の認定基準を | 防止法に基づく浄化措置命令の発動要件と同様、対 根拠とする横並びの理屈はそぐわないので、飲用利 象とすることが適当と考えます。 用認定要件から災害用水源は除外すべきである。
- 10.「当該土地の周辺に地下水の飲用利用がある場 合等で、 当該土地の周辺の地下水に汚染がある、 又は 当該土地に土壌汚染が存在することが明らか であるため、法第4条第1項の調査が命じられた場 合」には、それぞれの場合に応じて、ボーリング調 査等を行い、地下水の汚染調査や土壌汚染の溶出量 調査を行うこととされている。しかし、井戸の存在 状況、利用状況のわかる井戸台帳のようなものが存 在しないため、「周辺に飲用利用がある場合」につ いて判断ができない場合もある。地域の地下水の利 用状況等を把握するための仕組みが必要である。

11. 周辺に飲用利用等がある場合等は、ボーリン グにより追加調査を行う旨定めているが揮発性有 | 該土地の汚染の可能性が高い1地点において、当該

本文中の「これらの調査により汚染がない場合で 「(1)(2)の調査により汚染が見つからない場 合であっても」に修正します。

「汚染の可能性が高い場所1地点」については、 | 当該土地の履歴から特定有害物質を使用等したこと のある履歴がある場所の直下等と考えますが、必要

地下水観測井設置の際に、汚染があった場合にそ

「当該土地に土壌汚染が存在することが明らかな り、その土地に土壌汚染が存在することが明らかと なっている場合のことです。

災害用の水源については「都道府県地域防災計画 |等に基づき災害時において人の飲用に供される水の |水源とされている場合」に限定しており、いつ起こ るかわからない災害時に備えてこのような水源が汚

周辺の飲用利用等の状況については都道府県知事 等が判断することとなります。都道府県等において 関係情報が整備されることが重要であると考えてお り、この点については今後環境省において必要な周 知を図ることが適当と考えます。

当該土地の周辺の地下水に汚染がある場合には当

機化合物による汚染のおそれがある場合は、既に|土地に土壌汚染が存在することが明らかな場合はそ ボーリング調査を行った地点で地下水調査を実施|の場所1地点においてボーリングをすることとして することとなるのか。また、ボーリング調査深度 います。その際の調査深度については、原則として は不透水層までか。

最初の帯水層の底までと考えます。

#### (4)特定有害物質ごとの測定方法

#### 意見の概要

# 1.土壌溶出量については土壌環境基準の測定方法 る。例えば、砒素の土壌環境基準は0.01mg/Lである し、0.012mg/Lの内どれだけが工場原因の汚染でど である。(3件)

#### 意見に対する考え方

本年1月に取りまとめられている中央環境審議会 を用いることとなっているが、これは過大な基準で|答申「今後の土壌環境保全対策の在り方について」 あり、この強制溶出法による基準を見直すべきであ|において既に整理されているところですが、土壌汚 る。現在の(案)では、土壌環境基準を少しでも超|染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準のうち 過すれば汚染地となり措置命令等を受けることにな|地下水等の摂取によるリスクの観点から設定される いわゆる溶出基準については、この基準を超過した が、測定値が0.012mg/Lだと汚染地となる。しか|からといって直ちに汚染土壌の浄化が命じられるも のではなく、周辺での地下水の飲用利用等や当該汚 れだけが自然由来と判定できるのか、はなはだ疑問 | 染土壌による地下水の汚染の状況等を勘案して講ず べき汚染の除去等の措置やその内容が決められるこ ととなっており、過大な規制とはなっておりませ

> また、自然由来の汚染の判定は指定区域の指定に 係る基準との比較で行うものではなく、その周辺の 土地一帯が同じような濃度で汚染されていること等 により判断するものであります。

2. 土壌汚染の調査については、現在、ISO14015に よる土壌、地下水汚染等の監査規格が成立してお|調査に関する事項であり、土壌汚染対策法に基づく リ、ISO14001認証取得企業の多くはこの規格に基づ 土壌汚染状況調査と直接関係するものではありませ いて土壌汚染の評価を実施することになると予想さ l ん。なお、事業者等が l S014015も参考として土壌汚 れる。したがって、「考え方の取りまとめ案」に規 |染状況調査に先立ち資料等調査を行うことは何ら問 定される土壌汚染の調査方法とISOとの整合が十分 関がないと考えております。 にとれるようにしてほしい。

3 . 「地下水の測定方法については、地下水環境基 準の測定方法を用いることとし、試料に濁りのある 場合は、ろ過後に実施する。」ことを明記すべきで「地下水浄化基準に係る測定方法等と同様にすること ある。

IS014015で規格されている内容は主として資料等

地下水の測定方法については、地下水汚染の有無 の判断のために行うものであり、水質汚濁防止法の とが適当と考えます。

#### 3 指定区域の指定に係る基準

#### 3 - 1 個別物質毎に検討した場合の結果

#### (1)基本的考え方

## 意見の概要

#### 意見に対する考え方

1.『及び土壌中の対象物質の含有量の測定方法』

御指摘の箇所は分析方法の客観性を論じているも を削除すべきである。暴露頻度及び一日当たりの土のではなく、土壌中の対象物質の含有量の測定方法 壌摂食量について安全率を見込むという考えと含有|においては土壌からの対象物質の体内での摂取の実 量の測定方法を並列的に記載する事は、分析方法の|態を考慮する際に一定の安全性を見込んだ方法とす 客観性に誤解を生じる表現である。又、この部分の「るという趣旨であり、基本的考え方として記載すべ 意味は、p25『(3)土壌中の対象物質の含有量の き内容のものであると考えます。 測定方法』に記載されているので、不要である。

2. その他の4行目に「尚、各物質の半減期、重 金属の致死量及び中毒濃度レベルについては、更に|頼性をもって公開されているものであり、半減期に 調査を継続する。」と追加すべきである。重金属等|ついては鉛に対する水質基準等にも反映されている の半減期がカドミウム以外は短いとされているが、 これが事実であれば、WHOの鉛に対する水質基準 加する必要はないものと考えます。 等にも今後反映される必要が生じる。又、致死量と 中毒濃度レベルを比較すると記載例が同じ(Cd、Cr ( )、B)であったり、中毒濃度レベルが致死量よ り多い(Hg、CN)等、データの信頼性に欠ける記載 である。(2件)

記載されている資料は現時点で得られる一定の信 ものと承知しています。よって、御指摘の文章を追

3.p.37 日本における土壌摂食量の4行以降に 「尚、平成12年度に実施した土壌摂食量調査では、 課題が残ったため、今後更に調査が必要である。」 と追加すべきである。最大の摂取元素であるSiでマ イナスとなる調査では、信頼性に疑問が生じるから した多くの調査研究の成果の1つに過ぎません。 である。(2件)

御指摘の調査については、そもそも分析対象とな った全ての元素が土壌摂食量の推定に利用できるも のではなく利用可能な元素に着目して推定を試みた ものであり、また、本調査は土壌摂食量の際に使用

なお、今後も国内外において必要に応じ土壌摂食 量の推定のための調査は進んでいくものと考えてお り、新たな知見により土壌摂食量の推定の見直しが 必要となれば改めて検討されるものと考えます。

4 .p.63の「2 ヒト器官を模擬した実験」の4行| 実験結果をそのまま事実として記載しているもの 目の「実験結果が大きく左右される。」という表現「であり特に問題はないと考えます。 を修文し、「人体への影響が大きく左右される事を 示した。」とすべきである。実験方法により結果が 異なる意味に解釈される表現であり不適切である。 正しくは、p64の表1に記載されるとおり、砒素で は溶出しやすい化合物が、11.1%~99.8%迄変化し ている如く、土壌汚染がサイトスペシフィックな問 題である事の認識が不足である。(4件)

5 - 1 .p.63の「4 結論」の「難溶態以外の部分 一般的結論を述べているのではなく、ここでの実 はおよそ5~10割程度であった。」という表現を修 | 験事例における結果をそのまま事実として記載して 文し、「溶出率は一義的に決められない事が判明し」いるものであり問題ないと考えます。 た。」とすべきである。土壌中の重金属の形態は、 一義的に決めつけ出来ない性格である。難溶態以外 の部分=溶出しやすい部分が変化するのは、汚染の 形態がそれぞれ異なることから当然であるところで あり、僅かな文献から、上記の一般的結論を誘導す るには、「実験事例」に限定される表現を使用して も無理がある。(3件)

5 - 2 . p63の「3 実験例」で、「日本全国20ヶ 所汚染土中の重金属の存在形態(表 2 - 1)では、難 溶態部分が57%以下であったため、難溶態以外の比 較的溶出しやすい部分は、土壌含有量の43%以上で あると推算できた。」とあるがヒ素の難溶態88.9% を無視しており、また、それ以下の文章については どれだけ一般性があるか疑問である。調査数、調査 地点等も不明である。

6. 自然的原因による土壌汚染については、都道府 県知事が土壌汚染の状況を把握するとともに、土壌│専ら自然的原因によるものは含まれません。 汚染が自然的原因によることが明らかであると認め られる場合には、指定区域に指定されないことを明 記すべきである。(3件)

土壌汚染対策法で規制の対象とする土壌汚染には

7. 行政の政策目標である「環境基準」をもって、 ある。(2件)

本年1月に取りまとめられている中央環境審議会 「規制基準」とすることは余りにも過大な規制であ|答申「今後の土壌環境保全対策の在り方について」 るので、溶出基準は環境基準より緩い値にすべきで|において既に整理されているところですが、土壌汚 染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準のうち 地下水等の摂取によるリスクの観点から設定される 土壌溶出基準については、この基準を超過したから といって直ちに汚染土壌の浄化が命じられるもので はなく、周辺での地下水の飲用利用等や当該汚染土 壌による地下水の汚染の状況等を勘案して講ずべき 汚染の除去等の措置やその内容が決められることと なっており、過大な規制とは考えておりません。

8. 幼児の非意図的摂食量については、客観性に疑 問がある。

これまでに得られている知見から推定されている ものです。また、この土壌摂食量の数値から土壌含 有基準の数値レベルを直接算定したわけではなく、 別途算定された数値がこの土壌摂食量から推定され る急性影響の観点からも問題のないことを確認した ものです。

9. 地下水等の摂取によるリスクについて、その基 準は現行の土壌環境基準 (溶出基準)とすること ん。 と記述されており、このことから「土壌の汚染に係 る環境基準」に記載の、所謂、「3倍規定」も適用 されると解釈してよいか。

土壌汚染対策法では3倍値基準は適用されませ

での基準値である等明記願いたい。

10.再生資源として土壌中に有効利用されている再 土壌汚染対策法の対象は土壌であり、御指摘のよ 利用物(溶融スラグ等)の場合、環境と接する形態 うな再利用物は含まれません。よって、例えば汚染 土壌を人が摂食すること等による健康リスクの観点 から設定される測定方法を御指摘のような再利用物 に対する評価のための測定方法として援用できるも のではありません。

11. 「諸外国における土壌摂食量は、大人10~60mg /day、子供60~123mg/dayであった。一方、日本は たっても、国内外においてこれまでに得られている 大人100mg/day、子供200mg/dayであり、諸外国の文 土壌摂食量に関する調査研究結果に基づいて評価さ 献を元に安全側にたって設定しており」とあるが、 対諸外国と日本人の体重や身長とを比較したとき、 必ずしも安全側にあるとは言えないような気がしま

土壌汚染対策法に基づく土壌含有基準の設定に当 れたものであり、問題はないと考えます。

す。特に健康を第一に考えたときにはより顕著であ ると思われるがどうか。

12. 「揮発性有機化合物について土壌ガス調査の結 果のみで指定区域として指定する場合の、検出され「の旨を明確にしていくことが適当と考えます。 たことをもって指定区域とする基準は0.05ppmとす る。」ことを明記すべきである。

13. 指定区域の指定に係る基準としては、地下水 等の摂取によるリスクについては溶出基準が、ま|地下水等の摂取によるリスクの両方が考えられる た、直接暴露については土壌含有基準が示されてしてと、汚染があった場合には当該土地からの汚染 いるが、地下水の飲用利用のない地域で、指定区 土壌の搬出による汚染の拡散のおそれもあること 域を指定する際に適用される基準は、土壌含有基から、調査を行う際には土壌含有量調査及び土壌 準のみとなるのか明確に示すべきである。

土壌ガス調査方法として、今後環境省においてそ

重金属等については、直接摂取によるリスクと 溶出量調査の両方を行わせることとしており、必 ずしも御指摘のようにはなっておりません。いず れにしても、土壌汚染状況調査に際して何を調査 するのか明確にすることが重要と考えており、必 要があれば今後環境省において明らかにしていく ことが適当と考えます。

#### (2)個別物質毎の検討結果

#### 意見の概要

# 1. 土壌含有基準について、個別物質毎の検討結果 とあるが、変更理由が明確でなく、変更した六価ク なく数値を設定するに当たっての当該物質の人に対 ロム、ふっ素では幼児期の摂取を考慮したとある が、他の物質との整合性がない。また、今回の変更「り、取りまとめ案においてもその旨が分かるように 分を水道水質基準の設定根拠を考慮とあるが、検討 | 記載しているものと考えます。 会算定値も水道水質基準を考慮しているので記述が 間違っている。国民に納得しやすいオープンな設定 根拠・理由を発表していただきたい。

- 2.検討会算定値を緩めたのは水銀のみであり、安 全側を考えて変更すべきではないので、検討会で用 いた水道水基準である0.0005mg/L以下で算定し、土|健康影響の観点から問題がないものと考えます。 壌含有基準は9 mg/kgとすべきである。(2件)
- 3.カドミウムについて、検討会算定値は水道水基 有基準は少なくとも50mg/kg以下とすべきである。 (2件)

4. 基準の数値については、安全率が既に盛り込ま れているので、計算値をそのまま使用するか四捨五 ととされた検討会算定値については有効数値を2桁

#### 意見に対する考え方

御指摘の点は、水道水質基準の数値そのものでは する毒性といった科学的根拠を考慮したものであ

水銀については科学的根拠に基づき十分に検討し て数値を見直したものであり、当該数値レベルでも

土壌含有基準の設定に当たりそのベースとなった 準の0.01mg/Lで算定しているが、WHOの飲料水の|検討会算定値については、我が国におけるTDI等の 勧告値は0.003mg/Lと3分の1以下であり、土壌含|数値がない場合には我が国の水道水質基準の値を基 にすることとして数値を算定したものであり、国際 機関の飲料水勧告値やそれに類する濃度レベルを基 に数値を算定することとはしておりません。

> なお、カドミウムについては、将来仮に我が国の 水道水質基準等が見直されることとなった場合に は、この土壌含有基準についても必要に応じて再検 討することとしています。

土壌含有基準の設定に当たりそのベースとするこ

水基準よりTDI値の方が信頼できるので、これか ら算定した30mg/kgとすべきである。さらに、六価 基準の設定に当たってもこの基本的考え方を含めて クロムについては、4.1mg/kg(中毒値)から算出し|最終的に検討会算定値と同じ値とすることとしたも た410mg/kg、あるいは四捨五入した400mg/kgを用いのです。 ず、250mg/kgとした理由が不明である。(2件)

入した数値を用いるべきである。また、水銀は飲料 とし、切り捨てにより 2 桁目は 0 又は 5 とすること として算定されているものであり、今回の土壌含有

> また、水銀については科学的根拠に基づき十分に 検討して数値を見直したものであり、当該数値レベ ルでも健康影響の観点から問題がないものと考えま す。

> さらに、六価クロムについては中毒値を基に土壌 含有基準を設定したのではなく、幼児期における飲 料水からの理論最大摂取量と幼児期の土壌摂食量と の関係から設定したものです。

5.ドイツやオランダ等と同じく、用途別基準につ いて検討すべきである。

御指摘の点につきましてはこれまでに審議会等に おいて十分に議論され、健康リスクの観点から、例 えば操業中の工場・事業場の敷地の区域のうち当該 工場・事業場に係る事業に従事する者その他の関係 者以外の者が立ち入ることのできない区域には、汚 染土壌の直接摂取によるリスクの観点から土壌汚染 対策法に基づくリスク管理の対象とはせず、その他 の人の立ち入ることのできる区域となった場合に調 査を義務づけることとしています。

6.シアンは錯体を形成し、錯体になったから無害 との観点もあるが、土壌中にシアンが存在するリス 壌の直接摂取によるリスクの観点からは遊離してく クには変わりがないので、含有量によるリスクの観 るシアンを評価の対象とすることが適当と考えたも 点から基準値は全シアンとすべきである。

シアンについてはその急性毒性も勘案し、汚染土

7. 今回の直接摂取に関わるシアンの基準について は、急性毒性に着目して遊離シアンが対象とされて いるが、一方、溶出基準については、全シアンとい一形態が変化する可能性を考慮して全シアンを対象と う考え方で設定されてきているため、溶出基準につすることが適当と考えます。 いても直接摂取の基準と同じ遊離シアンを対象とし ていただきたい。

地下水等の摂取によるリスクの観点からは、シア ン化合物が土壌及び地下水中で長期間移動する間に

8.環境省が昭和61年に行った調査では、鉛の土壌 含有量の平均値 + 3 が600mg/kgであり、産業活動 調査の結果に基づき、人為的な汚染が明らかな事例 がなかった地域まで措置対象に含まれる可能性があ るので、鉛の土壌含有量基準を150mg/kgではなく、 現行参考値の600mg/kgに据え置くべきである。

御指摘の参考値は、当時において入手できた実態 を除いたデータについて統計的に整理し、この数値 を超過していれば何らかの人為的が汚染があったと 考えられる濃度レベルとして設定されたものです。

土壌汚染対策法に基づく土壌含有基準は汚染土壌 の直接摂取によるリスクの観点から何らかのリスク の低減が必要と考えられる濃度レベルとして算定し た結果として150mg/kgとなったものです。なお、最 近の実態調査の結果によれば、人為的な汚染が明ら かな事例を除いたデータについて統計的に整理し、 この数値を超過していれば何らかの人為的が汚染が あったと考えられる濃度レベルは140mg/kg程度とな

#### (3)土壌中の対象物質の含有量の測定方法

#### 意見の概要

#### 意見に対する考え方

1.完全分解による全量分析法を採用すべきであ る。

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま え、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、一 定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで は行わない分析方法を採用することとします。

2.法の目的が第1条の規定のとおり「その汚染に よる人の健康に係る被害の防止」であることに鑑|する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について み、人の健康影響について過剰でも過少でもない測 定方法とすべきであるので、土壌中の含有量の測定 方法については、土壌の直接摂取の実態を踏まえ、 生体影響(体内での溶解状況)に基づき、科学的、 合理的な測定方法にしていただきたい。(30件)

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま え、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、-定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで は行わない測定方法を採用することとします。よっ て、この測定方法は土壌の直接摂取の実態を踏まえ た生体影響(体内での溶解状況)を考慮したもので あり、十分に科学的、合理的なものとなっていると 考えます。

3 . 含有量の測定方法については、ISO/TC190/SC7 において現在作業中(タイトル: Soil quality - B する土壌中の対象物質の含有量の測定方法は、土壌 ioavailability of metals in contaminated soil - Physiologically based extraction method)で|環境中での化合物の形態の変化及び土壌からの対象 あるため、9行目以降に「尚、含有量の測定方法に ついては、今後、国際機関等での合意ができた時点|性を見込むが完全分解による全量分析までは行わな においては、適宜見直す事とする。」と追加すべき い測定方法を採用することとしたものであり、御指 である。

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 |含有基準の設定に係る基本的考え方を踏まえ、土壌 物質の体内での摂取の実態を考慮して、一定の安全 摘のものがここでの測定方法の基本的考え方と密接 に関連するものであれば見直し検討の必要性を含め 何らかの検討は行う必要はあるものと考えますが、 現時点においてここに見直すことを記載する必要は ないと考えます。

4.「強酸による抽出法をベースに」という表現を 正されたい。含有量の測定方法については、ISO/TC |態を考慮して、一定の安全性を見込むが完全分解に 190/SC7で全く同じ考え方でWGが作られ、現在 よる全量分析までは行わないような分析法とする」 作業中(タイトル:Soil quality - Bioavailabi|旨記載がなされており、御指摘のような訂正は必要 lity of metals in contaminated soil - Physio ないと考えます。 logically based extraction method) である。国 際的に見て、先端的分析法を採用する機会を逃がし つつあるのは残念である。

既に本文の中で、「土壌環境中での化合物の形態 「強酸による抽出法等人体への影響を考慮し」に訂│の変化及び土壌からの対象物質の体内での摂取の実

5-1.強酸ではなく、人口胃液を用いるべきであ 汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定

る。

5-2.湿式分解法(底質調査法等)は土壌含有量 参考値の測定方法として従来より活用されてきてお り、また食物や排泄物中の重金属のモニタリングに も同様な操作方法が引用されている。これら食物等 | 定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで の測定方法において、体内での溶出・吸収・排泄等 は行わない測定方法を採用しました。 の摂取の実態を考慮した測定方法が一般的となって いない現在においては、当分の間は現存の測定方法 を踏襲することが既存データとの整合の上で必要と 思われるので、金属類の全量を測る方法としては、 湿式分解法をベースに策定することが妥当と思われ

する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について |は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま |え、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、

6-1.水銀・六価クロム・フッ素・シアンの測定 については、乾燥操作によって揮発や変質が起こり 定量結果が低い値となることがあるため、調査時点 において策定されるものと考えます。 での土壌環境中での化合物の形態をできるだけ維持 したままの測定方法が、汚染の存在を正確に把握す るために必要と思われるので、風乾操作を行わず、 湿試料を用いる測定方法が妥当と思われる。

6 - 2 . フェロシアン化カリウム等の食塩に含まれ 食品添加物とされている物質は、土壌汚染の対象と は考えにくく、よってこれらの安定なシアノ錯体は 定量されないような測定方法が必要と思われるの で、シアンの測定については水抽出ではなく、酢酸 亜鉛を添加した加熱蒸留法を用いる測定方法が妥当 と考えられる。

6 - 3 . 分析機関による分析結果のバラツキが小さ くなるような方法を採用して欲しい。

6 - 4 . 含有量の測定方法については、なるべく自 由度の少ないかつ容易な測定方法にしていただきた い。

7.「…強酸による抽出法をベースに策定すること 水抽出法や蒸留法をベースに個別に策定する)。」 方法の記述がない。強酸抽出法は「底質調査法」に よるものなのか。また、( )書きの分析方法はい つごろ策定されるのか。

測定方法の詳細については、御指摘の点も考慮 し、本委員会の専門分野の委員の協力の下で環境省

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 とする(六価クロム、シアン及びふっ素については)する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま とされているが強酸による抽出法はについて具体的|え、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、-定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで は行わない測定方法を採用することとしました。

> なお、測定方法の詳細については、本委員会の専 門分野の委員の協力の下で環境省において策定され るものと考えます。

8.強酸による抽出法を他の金属類を測定するの は、自然界で安定化している金属までも分離して測|する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について 定対象にするものであり過剰評価になるので、金属 は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 類も全て六価クロム等の水抽出や蒸留法をベースに│え、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か 測定を同一条件にすべきではないでしょうか。

9. 土壌中の汚染は偏析しており均一ではないの で、土壌のサンプル量が少ないと測定値に著しいフレーとしておりますが、御指摘の点を考慮し、測定方法 を発生し、分析値の信頼性、再現性に問題を発生す|の詳細については本委員会の専門分野の委員の協力 ると考える。その為にも、土壌中の含有量の測定方 の下で環境省において策定されるものと考えていま 法については、環告46号に準拠した簡便な方法を採す。なお、固液比については、御指摘のような分析 用すべきである。特に、固液比は著しく大きくなら ぬ様1/10が適当である。(9件)

10.「一定の安全性を見込むが完全分解による全量 体的には、金属類の全量を測る方法として知られる 性、汚染土壌が曝される環境状態が再現できる試験「質毎に検討しました。 方法を策定して欲しい。

11. 含有量の測定方法について、次の点についてご 配慮いただきたい。

#### 1) 試料採取

土壌中の汚染物質評価には、その土壌の代表性 のある試料採取が不可欠である。以下の場合の試 料採取について、判断基準が必要である。

- ・土壌表層の落ち葉などの植物体と腐食した土壌 の判断基準
- ・深度別に均等採取し、均等混合するとなってい るが、この場合の2mm以上の砂や岩石の扱い
- 2) 試料調製
- ・篩を通過しない部分の評価法 粒度の細かいも のだけで分析すると、重金属などは高くなる傾 向にある。
- ・土壌を篩別し、粉砕する場合に、砂状の部分を どの程度まで粉砕するのか、実際に調製する際 には、かなり迷うため、判断基準が必要であ

らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、一 定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで は行わない測定方法を採用することとして個別の物 質毎に検討しました。

土壌のサンプル量としては一定量を確保すること |値の信頼性や再現性に留意しつつ、一方で、土壌含 有基準の設定に係る基本的考え方を踏まえ、土壌環 境中での化合物の形態の変化及び土壌からの対象物 質の体内での摂取の実態を考慮して、一定の安全性 を見込むが完全分解による全量分析までは行わない 測定方法を検討する中で、適切な固液比を設定しま

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から設定 分析までは行わないような分析法とする。或いは具|する土壌中の対象物質の含有量の測定方法について は、土壌含有基準の設定に係る基本的考え方を踏ま アルカリ溶融法等、分解力が非常に強い方法を用いる、土壌環境中での化合物の形態の変化及び土壌か ず」、とあるが具体的にどのような方法なのか明記 | らの対象物質の体内での摂取の実態を考慮して、一 して欲しい。また、人体に及ぼす影響は当然である「定の安全性を見込むが完全分解による全量分析まで が促進試験方法、採用する処置法と長期的な安全|は行わない測定方法を採用することとして個別の物

> なお、測定方法の詳細については、本委員会の専 門分野の委員の協力の下で環境省において策定され るものと考えます。

> 今後環境省において測定方法の詳細が策定される 際には、御指摘の点にも十分留意することが重要と 考えます。

- る。なお、砂があると粉砕に使用するメノウ乳 鉢を傷つけ、メノウが混入する可能性がある。 試料調製について、土壌の様々な状態を想定し た判断基準が必要である。
- ・土壌に重金属含有物(例:鉛入り塗料)などが 混在している場合は、縮分して調製するが、均 質な試料調製が困難である。

#### 3) 試料量

2 mmメッシュの篩を通過させた場合でも、砂 などが多い粒子径のばらつきの大きい土壌では、 上述したように粉砕しても、均質な試料を得るこ とが困難である。 前処理時間の短縮や、分解用 の酸の低減を考慮すれば、試料量は少ない方が望 ましいが、均質でない試料の場合は、試料量が少 ないとデータのばらつきが大きくなる可能性があ る。「底質調査法」では、2-4g程度と比較的 試料の代表性を確保しやすい量となっているが、 目安として、どの程度の試料を使うことにするか を明記する必要がある。

#### 4) その他

土壌はその組成、粒度、腐植質の混入率、風化 状態によって酸分解に要する時間などは異なる。 現在も土壌標準試料はあるが、様々な土性を持つ 土壌の標準試料を充実させることは、分解条件の 不備などの問題点が把握しやすくなり、データの 信頼性確保に有効と考えられる。

#### 3 - 2 汚染土壌の直接暴露の経路に係る土壌含有基準について

# 意見の概要 1.周辺に飲用利用がある場合等の土地において は、3 - 1個別物質毎に検討した場合の結果より、 飲料水(地下水等)からの摂取量に相当する分を差|当たっては別の暴露経路である飲料水(地下水等) し引いた値を、直接暴露の経路に係る基準とするこからの摂取等も十分に勘案しております。 とが妥当と思われる。

2.「措置」には、 直接摂取 地下水等の2つを 対象としたものがあるとなっていると認識している|ある汚染十壌の直接摂取によるリスク及び地下水等 が、「要措置レベル」は「土壌含有基準」のみなの | の摂取によるリスクの2つのリスクの観点から実施 か。「措置」の定義に立ち返って再考していただき することとされており、法第5条第1項の指定区域 たい。

- 願いたい。基準値のみ一人歩きすると過度に厳しい りますが、必要があれば今後環境省においてその旨 数値となる。
- 4.基準値については土壌層も含めた自然の地層の 今後とも科学的知見の集積に努め、必要に応じ対

#### 意見に対する考え方

この土壌含有基準は汚染土壌の直接摂取によるリ |スクの観点から設定されたものであり、その設定に

汚染の除去等の措置は、土壌汚染対策法の対象で の指定に係る基準もこの2つの観点から設定される こととなります。

3.分析方法と基準値がリンクしていることを明記| 御指摘の点は既に記載されているものと考えてお 周知していくことが適当と考えます。

軍金属濃度、植物中の濃度、そこでの疫学的調査等 | 象物質の追加や見直しを行う必要があると考えま を日本全国で計画的に行い、その結果をもとに10年」す。 後に再検討すること。

5. 水銀、六価クロム、フッ素、シアンはそれぞれ 値が異なり、調査結果の評価の際に混乱する可能性 | 定値を基に別途設定しており、本検討会算定値は参 があるので、検討会算定値(要措置レベル)の位置 | 考であることを明記します。 づけを明確にする必要がある。

土壌汚染対策法に基づく土壌含有基準を検討会算

#### 4 指定区域台帳に記載する調査結果に関する事項

#### 意見の概要

#### 意見に対する考え方

1.1.バックグラウンド値と比較することによ 台帳に記載されるのは、自然起因でない汚染で指 り、当該土地が周辺の土地と比較し異常なのか、若 | 定基準を超えるものが存在した場合となりますの 干オーバーしているだけなのか、関係者に的確な情で、周辺地域のバックグラウンド値等、自然起因の 報を与えることが重要であり、地域によっては自然|汚染に関する情報を台帳の記載事項とする必要はな 状態で一定濃度の対象物質を含有している可能性も│いと考えます。なお、自然由来で土壌の汚染レベル あるため、台帳には周辺地域の自然状態における数 | が高いと考えられる土地に関する情報は別途都道府 値(バックグラウンド値)も記載すべきである。 (15件)

県等において把握されるものと考えます。

1-2.自然汚染と人為的汚染について、それぞれ どの程度の割合か明確にするため、p67本文に 「尚、自然汚染が関連する場合においては、周辺の 自然汚染調査結果及び汚染地として指定した理由等 の書類を添付する。」を追加すべきである。

2-1.別紙4-1の調査表の欄外に「基準値を超」 えない数字については、記載不要」とコメントを記車を超えない対象物質についても数値を記載するこ 入すべきである。中央環境審議会答申(平成14年1 月)の7.今後の課題(3)その他の課題 に記載 は、記載不要」とすることは考えていません。 されている基準値以下の土壌等に対するリスク管理 等の方策検討もなされていないため、基準値以下の 数字の土地に対する環境省の考え方が不明であり、

台帳には、土壌汚染状況調査の結果として指定基 ととなり、特段「基準値を超えない数字について

2-2.基準値以下の記載を求める場合には、土壌 制度小委員会報告『低濃度汚染土壌に関する活用方 策』に対する考え方や、基準値以下ではあるが、比 較的高濃度の汚染地に対する考え方を明快にすべき である。

住民説明が困難である。

3 . 「既に措置を講じた等の指定区域」について は、どういった管理をするのか明確にすべきであ「省よりパブリックコメントを求めていた案におい る。

既に措置を講じた指定区域については、別途環境 て、台帳にどのような措置を講じたかを記載し、措 置を講じていない指定区域とは区別して管理を行う こととされています。

4.単に何倍といったことでは、リスクの程度が不 明で無用の混乱を招くので、土壌汚染が健康影響を一とは困難であり、台帳の記載事項とすることはでき 与える程度についても記載すべきである。

土壌汚染が健康影響に与える程度を一律に表すこ ません。しかしながら、土壌汚染のリスクが正しく

理解されるよう、リスクコミュニケーションが積極 的になされることが必要であると考えます。

5. 土壌汚染状況調査の時点ではポイントでしか汚 染の有無は把握できておらず、面積がどうであるか | 要な土地として面積は確定することとなり、事実と は不明であり、確定していない数字を公表すること│して指定区域の面積を記載することは必要と考えま は、住民に誤解を与えることになりかねないので、 指定区域の「面積」を記載することに反対である。 (2件)

指定区域として指定した場合には一定の管理が必 す。しかしながら、どのような調査により当該区域 が指定区域となったのかについては、正しく理解さ れることは必要であると考えており、今後のリスク コミュニケーションが必要であると考えます。

6.p69について、台帳は当該土地の土壌汚染の存 在を明らかにすることが目的であり、汚染範囲は汚しで、どのような変化が起こっても常に指定区域の範 染の除去等の措置に当たり明確にすれば良いので、 測量は不要とし、「調査地点が確認できるものとす」測量することが必要であると考えます。 る。」程度の表現にすべきである。

土地はその利用の状況により外見上変化しますの 囲及び調査地点が特定できるようにするためには、

7. 汚染が見つかったら、汚染の機構解明を義務付 け公開していくことが肝心である。

都道府県等において汚染原因の究明に努めること となり、その情報は必要に応じて公開されることと なると考えますが、必須の事項として台帳の記載事 項とする必要はないと考えます。

8. 汚染サイトの公表にあたっては,大気汚染監視 システム「そら豆くん」のように、資料閲覧にとど 外の情報の公開の方法も含めて都道府県等により工 まらず、環境省ホームページや都道府県ホームペー|夫して行われることとなると考えておりますが、都 ジにも1万分の1程度の地図上にその場所を明示|道府県等における運用ができるだけ統一的になされ し、地質記載等も含めた簡単な機構解明調査結果や|るよう、今後環境省において考え方を明らかにして 地下水等のモニター結果を公開すべきである。(2 │いくことが適当と考えます。

台帳の公開の方法については、台帳の記載事項以

9.台帳には「町番地」と所在地のみと だきたい。

別途環境省よりパブリックコメントを求めていた し、その土地の所有者等の氏名は記載しないでいた | 案において、土地の所有者等の氏名までは台帳の記 載事項とはなっておりません。

10. 当社が調査を実施する際、土地所有者から安全 であることを証明するよう要求されるがよくある。 る。高い調査費・浄化対策費を払い、出た結果に対してはないかと考えられます。 し行政を含め誰も責任が持てないならば、何のため に金を払うのかと考える土地所有者もいるのは当然 である。したがって、健康被害のおそれが極めて低 い土地についても台帳を作成し公開してはどうか。 この台帳は土地の流動化を促進する意味で大きな影 響があると考える。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の結果 指定基準を超える汚染が見つからなかった土地につ 土中のことであり完全ということはなく証明できな いては、台帳に記載されることはありませんが、都 いと返答すると、では誰が証明するのかと詰問され | 道府県等によりその記録が保存されることになるの

#### 5 汚染の除去等の措置の実施に関する技術的事項

#### (1)直接摂取によるリスクの観点から必要な措置

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1. 覆土・舗装は一時的に汚染土壌にふたをするだ	直接摂取によるリスクについては、覆土や舗装と

けで、恒久的にリスク管理することはできないのいいった方法により適切に管理することが可能である で、p70の6行目の「適切にリスクを管理すること」ことは、本年1月の中央環境審議会答申「今後の土 が可能である。」という表現を、「一時的にはリス」壌環境保全対策の在り方について」の中で既に取り ク管理することが可能である。」とする必要があ|まとめられているものであり、これら措置を維持す る。(2件)

2.覆土はいわば「臭いものにはふた」をするもの で、問題を先送りするものである。都市公園、運動 | 染土壌を適切に管理することが可能であると考えて 場、戸建て住宅、マンション、学校などでは、将来しいます。また、覆土がなされた指定区域は、引き続 土地を掘り返す水道・ガス管・建て替えなどの工事|き措置済みの指定区域として管理されることとなっ が必ず生じ、その際問題が起こるので、原則とし て、将来に禍根を残さない浄化を命ずるべきであ「伴う工事の際にも都道府県知事への届出が必要とな る。

- 3.指定区域内の管理された場所であれば、掘削除 去した汚染土壌を保管できる方法を追記すべきであ は、汚染の除去等の措置として遮水工や遮断工によ る。直接摂取を防ぐ措置等の管理を施すことによっ 封じ込めや立入禁止措置では土地の活用が図れない|おくことは可能です。 ため、汚染土壌を指定区域内に保管する必要性が生 じることもあるからである。
- 4. 求められる措置の範囲は「覆土」までとして、 事業者の意向も反映されることを希望する。

5-1. の「指定区域外土壌入れ換え措置」で は、指定区域外で土壌を入れ替えるように読み取り名称を変更する必要はないと考えます。 れ、誤解を生じないよう、措置名を「非汚染土壌と の入れ換え措置」とし、p73の4行目「掘削した汚 染土壌を他の場所へ搬出してはならないこと(当該 土壌からの汚染の除去または当該土壌の適正な処分 のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除 く)。」を「当該土壌からの汚染の除去または当該 土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出 する場合を除き、掘削した汚染土壌を他の場所へ搬 出してはならないこと。」と改めるべきである。

5 - 2 . 各措置はすべて指定地域内で実施されるも のであり、「 指定地域内土壌入れ換え措置」にだ け指定地域内を加えるのは適切でなく、措置の内容 に適合する「土壌上下入れ換え措置」に名称変更す べきである

5 - 3 . の措置名から「原位置」を削除 すべきである。

所有者等の意思を確認する手続きを、たとえば環境しめにより当該措置が定まるよう今後環境省において

ることにより恒久的なリスク管理が可能であると考 えます。

直接摂取によるリスクについては、覆土により汚 ており、土地を掘り返す一定の土地の形質の変更が っています。

土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場合に る封じ込め措置を選択して、当該指定区域内の適当 て、汚染土壌は十分保管可能である。また、原位置|な場所において掘削除去した汚染土壌を封じ込めて

> 命令される措置は特別な場合を除くと、5(1) ~ の措置となります。

措置の内容は記述しているとおりであり、措置の

6.法第7条第1項に「当該土地の所有者等に異議」 法に基づく行政命令に際しては行政手続法により がないとき」とあり、p78の4行目に「聴聞」とい|聴聞等の機会が設けられることとなりますが、御指 う表現、表の下の注釈に「土地所有者等と汚染原因|摘も踏まえ、都道府県知事が法第7条に基づき措置 者がともに希望する場合」があることから、土地の「命令を行う場合、土地所有者等及び汚染原因者の求 省告示として公示する必要があると思量される。

7.別紙5-1の直接摂取に係るリスク管理措置 で、「指定区域内外土壌入れ換え」、「浄化」も る。(2件)

|検討することが適当であると考えます。

現に宅地やマンションとして利用されている建築 |物が存在しているといった場合で、盛土による措置 「封じ込め」と同様に土地所有者と汚染原因者が共│では現状の上部利用に支障が生ずると判断される場 に希望する場合にこの措置を命ずるとすべきであ「合には、盛土に代えて指定区域内外土壌入れ換え措 置を命ずることが適当であると考えます。また、特 別な場合には盛土に代えて浄化と命ずることが適当 であると考えます。なお、土地所有者と汚染原因者 が共に希望する措置がある場合には、条件の如何に かかわらずその措置を命ずることとしています。

8. 別紙5-1の浄化措置の「特別な場合」及び である。(2件)

特別な場合については報告で記載しているとおり 「供されることが確実な場合」を明確に限定すべき「ですが、今後環境省において可能な限り、明確にさ れるべきと考えます。

9.別紙5-1の地下水等への溶出に係る措置の 土)は特に限定する必要はないと考えられるので削しなります。 除すべきである。(2件)

原則としては上部は土の状態であると考えていま 「原位置封じ込め(上部は覆土)」の(上部は覆|すが、土地所有者等が舗装を求める場合には舗装と

10. 土壌汚染対策は複雑な要因が関与しているか ら、最も合理的な措置技術の選択・開発する行為を一状況、土地の利用状況、利用見込みの観点を踏まえ 重要視したいので、p70の「汚染の程度及び利用の 状況等」を「汚染の程度、利用の状況及び措置技術 の適用可能性等」に、p78の「命令は、汚染の状 部措置の選択は可能(立入禁止、舗装、封じ込め) 況、土地の利用状況、利用見込み等を踏まえ、その1一であり、また、措置技術の開発は今後とも推進され つを特定して命ずることとする。」を「命令は、汚|ていくものと認識しています。 染の状況、土地の利用状況、利用見込み及び措置技 術の適用可能性等を踏まえ、その1つを特定して命 ずることとする。」にそれぞれ修文すべきである。

直接摂取に係る措置については、主として汚染の てその1つを特定して命ずることとしていますが、 |土地所有者等と汚染原因者が共に求める場合には一

11. 例示された措置以外のもの(特に浄化技術) について、効果が確認されている技術や、今後、進1れるものを全て挙げていることから「その他の措 歩すると思われる技術の採用が阻害される懸念があ | 置」を追加する必要はなく、新たな方法を追加する りますので、「その他の措置」を追加していただき 必要が生じた時点で随時追加することとしていま たい。(5件)

汚染の除去等の措置については、現時点で考えら す。なお、原位置浄化について、措置のイメージ図 として掲載している方法はあくまで一例であり、そ の旨を明らかにすることは必要であると考えます。

12. 直接摂取を防ぐ措置等の管理を施すことによっ て、汚染土壌は十分保管可能である。また、原位置 し込めは場合により可能です。 封じ込めや立入禁止措置では土地の活用が図れない ため、汚染土壌を指定区域内に保管する必要性も生 じると考えられるので、指定区域内の管理された場 所であれば、汚染土壌を保管できる方法を追記すべ きである。(2件)

報告のように考えており、指定区域内における封

13.「搬出」を定義しているが公道をはさんで隣接 する土地に一時的に持ち出す場合はどのように取り には適当なスペースがなく、汚染土壌からの有害物 扱われるのか。

指定区域内で完結する措置でも、当該指定区域内 質の除去等を行うために一時的に指定区域外に持ち

出して処理する場合が考えられますが、その場合に は持ち出した場所において周辺環境に特定有害物質 による汚染が拡散しない方法をとる必要があると考

14. 指定基準のうち含有基準を超える指定区域につ 「技術専門委員会」を設置し、地質構造の解明、地 特定して命ずることは可能であると考えます。 質調査結果、地下水コンターなどのデータを元にし た技術的蓋然性、一定の判断基準によりどの方法を 命ずるかを決定すべきである。(2件)

基本的には報告において記載している考え方によ いて措置を命ずる場合にあっては、都道府県知事が り都道府県知事等が複数の措置の中からその 1 つを

15. 参照すべき別紙5-1では「その1つを特定 すると説明されてきたところである。本文と別紙と 選択することができます。 では矛盾するが、本文の方が正しいと考えるが、矛 盾の無い説明を求めます。(2件)

別紙5-1に記載してあるとおり、汚染の状況等 して命ずることとする」とあるが、措置の内容は従りから見て必要な場合を除き、土地所有者等と汚染原 来、複数の措置の中から事業者が選択できるように一因者が共に希望するという形で複数の措置の中から

16. ~ について、除去措置がとれればより効果 的と思われますが現状では工法と経済性から無理だ 化以外に、土地の利用状況等に応じて、指定区域へ とは思うので、そこで将来を考えて、少なくとも不 | の立入禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法を 溶化措置を行うべきではないか。

直接摂取によるリスクについては、汚染土壌の浄 適切に講ずることによっても、適切にリスクを管理 することは可能です。

17-1.別紙5-1について、現状の利用状況が当 面継続する土地と将来的に改変、用途転換等を行う|化以外に、土地の利用状況等に応じて、指定区域へ ことが確実な土地とでは、行うべき措置について区口の立入禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法を 別して規定すべきであり、後者については、浄化、 土壌入換え等より厳格な措置を行うことを原則とすすることは可能であると考えています。 べきである。特に、住宅の敷地となる土地について は、浄化を原則とすべきである。また、土地所有者 土 / 盛土による措置では現状の上部利用に支障が生 等の意向の斟酌については、極めて厳格に規定し、 運用すべきである。

直接摂取によるリスクについては、汚染土壌の浄 適切に講ずることによっても、適切にリスクを管理

17 - 2 . 「 ( 1 ) 直接摂取によるリスクの観点から 必要な措置」は「覆土」まで、「(2)地下水等の 摂取によるリスクの観点から必要な措置」は「封じ 込め」までであり、土地所有者等と汚染原因者が共 に望んだ場合を除き「浄化」を求められることはな いと、これまでの経緯から理解している。平成14年 8月6日開催された「第3回土壌汚染技術基準等専 門委員会」席上に於いて一部委員から"汚染土壌は 浄化措置を行うのが原則である"かの如き発言があ ったが、これは土壌汚染対策法の立法目的(法第1 条)に違背するものと考えるので、政省令を定める にあたっては、法の目的に適合するようにお願いし たい。

なお、このリスクの観点からは、特別な場合や覆 ずると判断される場合を除き、原則として覆土/盛 土が命じられることとなります。

18.いずれの箇所についても「汚染の程度及び利用

別紙5-1に記載してあるとおり、土地所有者等 の状況等」或いは「汚染の程度及び措置技術の適用」と汚染原因者が共に希望する場合には、汚染の状況

可能性」により、「実施される措置が一義的に定ま | 等から見て必要な場合を除き複数の措置の中から選 検討結果の趣旨からも「実施される措置が一義的に | 要な場合の特定の措置の命令や土地所有者等と汚染 定まることが望ましい」の表現は削除すべきであ | 原因者が異なる場合に土地所有者等が措置を実施し る。

ることが望ましい」とあるが、これまでの法制化の「択することができますが、汚染の状況等から見て必 た場合の求償の範囲を勘案すると、実施される措置 は一義的に定まることが望ましいと考えます。

19. 別紙5-1の1.直接摂取に係る措置の表下の 注の「~現に供されている場合や供されることが確します。 実な場合に限定される。」を「~現に供されている 場合や供されることが確実で、かつ「覆土(盛 土)」又は「指定区域内外土壌入れ換え」では健康 リスクの回避が困難な場合に限定される。」に修文 すべきである。

御指摘の趣旨も踏まえ、報告のとおり記載してい

20.立入禁止や舗装、封じ込めの措置を命じる場 合、土地所有者と汚染原因者が命令に合意するかど | と汚染原因者が共に希望する場合としており、両者 うかの確認を知事が行うとされているが、場合によ の合意が得られないような場合には原則どおりの措 っては、所有者と原因者との仲介のような内容まで 置を命ずることとなります。 知事が行うことも予想される。政省令案のように、 知事が当事者の合意を確認することとなれば、当事 者間の紛争に巻き込まれることもありうるし、そも そも、土壌汚染による健康リスクを回避するため に、措置命令を出すわけであるから、その際に当事 者の合意が必要というのはおかしい。

別紙5-1に記載してあるように、土地所有者等

21. 植栽、コンクリートやアスファルト以外の舗 装等の措置についても「汚染の除去等の措置」に|ァルトによることが一般的と考えておりますが、同 相当する認められる措置方法が示されれば、適切 様の堅牢さと土壌の遮断性の効力を有するものであ なリスク管理が可能であると考えられるので、 「汚染の除去等の措置」に相当する措置方法も技しをそのような記述に修正することとします。 術基準の規定に入れるべきである。

「舗装措置」においてはコンクリート又はアスフ ればその他の方法でも良いことから、「舗装措置」

#### (2)地下水等の摂取によるリスクの観点から必要な措置

#### 意見の概要

るとすれば、土壌の浄化しかない。企業倫理上当然

# は、浄化措置を命ずる」に修文されたい。地下水汚 は可能です。 染が現に生じている場合、周辺への影響を排除する ためには、汚染地下水の流出防止は、 わせで既に水濁法で実施中である。この方法でも地 下水汚染の防止が出来ない場合(想定が困難)があ

#### 意見に対する考え方

1.別紙5-1の2.地下水等への溶出に係わる措 措置技術の適用可能性の観点からは揮発性有機化 置(p.79)の8行目「これら不溶化又は封じ込めで|合物により高濃度に汚染されている場合には浄化措 は技術的に困難である都判断される場合等には浄化 | 置を命ずる必要があると考えますが、例えば、当該 措置を命ずることとする」を「これら不溶化、又|揮発性有機化合物を一定の濃度レベルまで除去した は、封じ込め等によって解決出来なかった場合に「後当該汚染の区域において封じ込め措置を行うこと

の措置である。但し、最初から、浄化命令が出るケ ースに業界として反対するところである。

- 2.「不溶化」を「安定化」とし、安定化が最初に 本文に用いられる場所(現在の案では、p73の 原位置封じ込め措置の説明部分)で、「安定化(特定 ればならない特段の理由はないと考えます。 有害物質が溶出しないようにした状態とすること。 以下、同じ)」という注釈を加えるべきである。
- 3.地下水の浄化基準 = 環境基準値であり、措置発 汚染状況またその量、程度によって、飲用に用いる 可能性のある井戸への影響に応じて、措置発動基準 を設定する必要がある。
- 4.揮発性有機化合物が採用可能な措置を明記して 御指摘のとおり適用可能です。なお、揮発性有機 化合物の封じ込め法は不可とされていたが じ込め措置は適用してもよいか。
- 5. 浄化措置の対象とする1ロットの土壌量の規定 毎となっていたが、他のケースにおいてもこの量毎 規定は不要となります。 に汚染の有無および浄化程度の判定を行ってよいの
- 6. 自治体により解除の規定が異なると不公平感高 まるため、指定区域の指定解除の手順を全国で統一 リ、指定区域の指定解除の手順が全国で統一した形 した形で、明確にして頂きたい。(3件)
- 7.p79「地下水等が未だ汚染されていない場合に は、原則として地下水のモニタリングを命ずること|下水モニタリングにより対象物質が地下水浄化基準 とし、地下水等が汚染されている場合又は地下水モ|を超過したことが判明した場合には、以下のとおり ニタリングにより対象物質が検出されるに至り地下 水浄化基準を超過するおそれがある場合には、以下 のとおりとする。」で、おそれがある場合に、モニ タリング以外の措置命令が発せられるのか、それと も超過してから発せられるのかがこれらの文章から は判断できない。明確にしていただきたい。また、 超過するおそれとは、具体的にどういった現象によ り判断するのか、基準を具体的に開示いただきた い。さらにp71 (2)「地下水等の摂取によるリスク の観点から必要な措置」では「指定区域内において ...モニタリングを行い...浄化基準を超過した際には ...次に掲げる措置の...実施するものとする。...浄化 基準を超過していない場合は、引き続き地下水の水 質モニタリングを実施する。」となっており、 こ れでは、p79とp71では異なった判断基準によって 措置を命ずることになると考えられるがどうか。 (2件)

「不溶化」は重金属等が溶出しないように改変を 加えることですが、用語として「安定化」としなけ

土壌汚染対策法においては、地下水の汚染とは環 動基準を一義的に環境基準とするのは、他の水質規 |境基本法に基づく地下水環境基準ではなく、水質汚 制との整合性が取れていないと考えます。地下水の|濁防止法に基づく地下水の浄化基準を超過した場合 を指します。

頂きたい。また、これまでの指針では、揮発性有機 | 化合物が採用可能な措置は報告において明記してい の封ます。

いわゆる措置の確認方法は1ロットの土壌量毎の を明確にしていただきたい。不溶化処理では100m³|確認を行うこととはしていませんので、そのような

> 今後環境省において統一した方法を示す等によ で運用されることが適当と考えます。

> 「・・・地下水が既に汚染されている場合又は地 とする。」と整理します。

8.p79の「地下水が汚染されていない場合」と| 地下水の汚染が明確になるよう水質汚濁防止法に は、従来の説明では環境基準を超えていない意味で 基づく浄化基準を超過した場合と整理します。 あると説明されてきたが、「地下水などが未だ汚染 されていない場合には」とあるところは後の文章と の関係から見て、検出されていない状態に限定して いると解釈できるが、この解釈は正しいか。もしそ うであるなら、「地下水の汚染」という字句の定義 を明文化していただきたい。 各部にこの字句が出 現するが、解釈があいまいでは事業者は自治体の担 当官の考え方次第で大きな影響を受けることにな

9. モニタリングを続けていられるのは、地下水が どういった濃度になるまでであるのか、はっきりしした場合にはその他の汚染の除去等の措置が命じら た解釈を提示いただきたい。また、検出したなら れることとなります。なお、それまでは継続して地 ば、次の対策措置に移行させられるのか。地下水環 下水モニタリングを実施し続けることとなります。 境基準を超過したときに次の対策措置に移行させら れるのか明確ではない。(2件)

地下水が水質汚濁防止法に基づく浄化基準を超過

10.「地下水の浄化基準を超過していない場合は、 引き続き地下水の水質モニタリングを実施する。」 について、地下水の浄化基準を超過していない場合 | 限り、地下水の水質モニタリングは継続し続ける必 は、引き続き水質のモニタリングを実施する必要は一要があると考えます。 ないのではないか。

当該土地の周辺で地下水の飲用利用等があり当該 |土地に溶出基準を超過する汚染土壌が存在している

11. 地下水の水質モニタリングに関してふっ素・ほ う素等に関して海域に近い区域に関しては海水中に には、地下水等の摂取の観点からは当該指定区域内 比較的多く含むふっ素、ほう素等の影響が出るため において地下水の水質モニタリングは必要ありませ 監視項目から外すか、もしくはそれ相応のレベルにん。 基準を分けるべきである。

当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がない場合

12.「土壌は汚染されていても有害物質がまだ地下 水には達していない場合には、指定区域内で地下水 壌の浄化以外に有害物質が地下水等に溶出しないよ のモニタリングを実施し、必要が生じた場合に浄 化、又は遮断・封じ込めといった方法により、適切|は汚染されていても有害物質がまだ地下水には達し なリスク管理ができる。」とあるが、このような措 | ていない場合には指定区域内で地下水のモニタリン 置では手後れ、或いは措置の先送りになっているよ / グを実施し、必要が生じた場合に浄化又は遮断・封 うに思われるので、もっと完全な措置を行うべきでし込めを行う方法により、適切にリスクを管理する はないか。

地下水等の摂取によるリスクについては、汚染土 うに遮断又は封じ込めを行う方法、あるいは、土壌 ことが可能であると考えます。

### (3)地下水の水質のモニタリング方法

# 意見の概要

# 意見に対する考え方

1. モニタリング井戸が浄化基準を超えない状態と は、年間測定値の平均値によって判定することを明 | 場合にそれが地下水汚染を引き起こす状態になる 文化すべきである。季節変動があり、従来の水濁法なかどうかをモニタリングしているものであり、一 に基く観測井戸の測定値の取扱いは特殊な物質を除 | 度でも基準値を超過した場合には次の措置を取ら き、年間平均値とされてきた。提示された文章では|なければならないことから、ここでは年間平均値 年間4回測定の場合では、その全てが基準値超過しで判断することは不適当であり原文どおりとする

ここでのモニタリングは、土壌汚染が存在する

ないこととされているとも読める。(2件) ことが適当と考えます。

2. 直接摂取のリスクの観点から措置を行った場 地下水等の摂取によるリスクの問題がなければ、 合は、地下水の水質モニタリングは不要と解して地下水の水質のモニタリングは必要ありません。 よいか。

# (4) 各措置の具体的内容について

# 意見の概要

- 1-1.土壌粒子の拡散防止のための表面処理の規 きればよしとしてはどうか。
- 1 2 . 「汚染の除去等の措置」の舗装措置、覆 土措置の層の厚みの具体的な設定根拠を示してい ただきたい。
- 2.「封じ込め措置を行った場所の内部に1ヶ所以 浄化基準を超過しない状態が2年間継続するまで適しることとしたものです。 宜地下水位を測定して地下水位の上昇がないことを 確認すること。」とあるが、目的が分からない。遮 断帯を構築しても、透水係数が"0(ゼロ)"にな る訳ではないので、長時間経過すると多少の水が浸 透するのではないか。
- 3. 封じ込め措置を行った場所の内部は、地下水が 溜まりっ放しでいいのか。
- 4. 直接摂取のリスクを低減するために舗装した場 合、透水性舗装でも良いか。直接摂取のリスクの観 | 要があることから、封じ込め措置の記述をそのよう 点からは良さそうだが、原位置封じ込め処置を講じ│に修正します。 た場合は内部の地下水(たまり水)が上昇してくる 可能性がある。

5.イメージ図を16例あげているが、 、 、

- 削除すべきである。本図は「参照するイメージ図」 の位置付けであるが、商業的影響力が大き過ぎる。 未だ汎用技術ではなく、実績の少ない初期実績段階 の技術であっても、一旦、本資料に掲載されると" 公式技術認定"となってしまう。将来、"技術認定
- 6.各措置において、「掘削した汚染土壌を他の場│ 「掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出してはなら 所へ搬出してはならないこと(当該土壌からの汚染 ないこと (...)」としている措置は、汚染土壌を他

制度"等を発足させ国の認定した新技術に限って順

次追加してゆくことが必要である。

# 意見に対する考え方

舗装措置におけるコンクリート及びアスファルト 格(コンクリート厚10cm、アスファルト厚3c│の厚さについては、「堅牢さと土壌の遮断性の効力 m、覆土の厚さ50 c m)には根拠がない。この規格 | を有する」厚さとすることとします。一方、覆土の に合わなくても、性能的に土壌粒子の拡散防止がで|厚さについては、土壌を手で掘削した際に通常人の 手が届くと考えられる深さとして記載しています。

実態として封じ込め措置が適切に行われたことを 上に観測井を設け、封じ込め措置の周縁の地下水が | 確認するため、2年間のモニタリングにより確認す

> 適切に封じ込めが行われていればそれで問題はな いと考えます。

> 封じ込め措置の上部の舗装は遮水効果を有する必

の措置については、現在実際に行われてい (原位置分解および微生物分解)などは未だ汎用と│る措置であると認識しており、原案どおりで問題な は言い難いため削除すべきである。 にいたって いと考えます。なお、原位置浄化について、措置の は、現実には技術上検討すべき課題が多く、文章も|イメージ図として掲載している方法はあくまで一例 でありますので、その旨を明らかにすることとしま

の除去または当該土壌の適正な処分のため当該土壌 | の場所へ搬出することを前提とした措置ですが、他 を他の場所へ搬出する場合を除く)」という表現の は指定区域内で実施する措置ですので、原文どおり ある措置とそうでない措置があり、この記述がないしとすることが適当と考えます。 措置では掘削した土砂を他の場所に搬出してよいか のように読み取れ、混乱が生ずるおそれがあるの で、掘削あるいは掘削除去を伴う、

に、「掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出しては ならないこと(当該土壌からの汚染の除去または当 該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬 出する場合を除く)」を付け加えるべきである。

7.舗装については駐車場としての利用が可能とな ると考えられるが、覆土については公園、運動場、 戸建住宅を想定しているが、駐車スペースとしての「こと」で読みうることから、原文どおりとすること 利用を明示的に排除していないので、「覆いの損壊」が適当と考えます。 を防止するために必要な措置を講ずること」を「覆 いの損壊を防止するため、駐車スペースとしての利 用は避ける等必要な措置を講ずること」と改められ たい。

覆土の場合、仮に駐車場として利用するとしても 「覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる

8. 引用された総理府令に定義のない「溶出量値 「物質により溶出基準の10~30倍」という表現があ|原文どおりとすることが適当と考えます。 る。どの物質に溶出基準の10倍を当てはめ、どの物 質について30倍を当てはめるかについて、総理府令 の写しが土壌汚染対策技術基準等専門委員会に提出 されていないことから、同専門委員会で審議事項と されたとは考えられず、「土壌・地下水汚染に係る 調査・対策指針」(平成11年1月29日付け環水企第3 0号・環水土第12号)に示された考え方をそのまま踏 襲したものと考えられる。安定化(原文は不溶化)措 置を行っていない汚染土壌については、総理府令に 基づく分析法によらず、土壌汚染に係る環境基準に 定める分析法(本取りまとめ案のp7(1)の1行目の表 現によれば、土壌環境基準の測定方法)によって得 た値について、総理府令の数値を用いて判断してよ い旨を記載すべきであり、「溶出量値 …又は不溶 化により溶出値 」を「判定基準値以下(金属等を 含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和4 8年総理府令第5号)別表第一の一の項の第一欄に掲 げる物質ごとに対応する同項の第二欄に掲げる値よ り、土壌環境基準の測定方法で得られた測定値が低 い場合をいう。)の汚染土壌又は安定化により判定 基準(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定 める省令(昭和48年総理府令第5号)別表第一の一の 項の第一欄に掲げる物質ごとに対応する同項の第二 欄に掲げるとおりとする。)」と改められたい。

溶出量値 については、p73の原位置封じ込め措 」が、p83、85の図を含めて、頻出し、さらに 置のところにその内容を書いているところであり、

に基づき、土地の形状の変更を都道府県知事に届け一出て措置の内容を変える場合は、当然、法第7条第 出て、自主的にリスク低減措置を行う際には、この 4項の技術的基準に適合するように行う必要があり 取りまとめ案に示されていない方法を採用すること ます。なお、当該技術的基準に定める汚染の除去等 を妨げない旨の記述を加える必要がある。

9,土地所有者等が、土壌汚染対策法第9条第1項| 法第9条第1項に基づき土地の形質の変更を届け の措置については、現時点で考えられるものを全て 挙げていることから、新たな方法を追加する必要が 生じた時点で随時追加することとしています。

10. 廃棄物処理に係る基準を準用する根拠が無いの 壌に限る」を削除すべきである。(2件)

封じ込め措置に係る技術的基準は同じく有害物質 で、「溶出量値が 以下の汚染土壌又は不溶化によ」の地下水への溶出を防止する観点から定められた廃 り溶出基準値 以下となった重金属等による汚染土 棄物処理法の最終処分場の基準に準じていることか ら廃棄物処理法の基準を引用したものであり、原文 どおりとすることが適当と考えます。

11.「不溶化」には「固型化」も含まれるのか。も であり、これを明記していただきたい。

「不溶化」は「固形化」を排除するものではあり し、そうでなければ「固型化」も有効な前処理技術|ませんが、効果として必要なのは「不溶化」である ことから原文どおりとすることが適当と考えます。

遮断工封じ込め措置について、土壌の汚 12. 染の程度(適用濃度範囲、例えば、溶出量値 を超 くこととしており、また他の措置の適用と併せて考 える重金属等による汚染土壌に係る)を明記する必 えると、実態としては溶出量値 を超える重金属等 要があるのではないか。

遮断工封じ込めについては揮発性有機化合物を除 による汚染土壌に係る措置になるものと考えていま すが、それに限定する必要はないことから原文どお りとすることが適当と考えます。

掘削除去措置 (掘削浄化埋め戻しも含ま 13. れる)について、汚染土壌を掘削除去し、有害物質 | 御指摘の内容に当たります。 を洗浄・分離して汚染地内に埋め戻す等により処理 する方法も明記していただきたい。

(掘削浄化埋め戻しも含まれる)としているのが

14.掘削除去措置や原位置浄化措置を実施する事業 者に対するメリットがないように思われるので、指 効果を確認するためには 2 年間の地下水モニタリン 定区域の解除対象となる場合でも、2年間の地下水 グが必要です。なお、指定区域が解除された場合は モニタリングを課すことは厳しいのではないかと考しての後の管理は不要となります。 えられる。(2件)

掘削除去措置や原位置浄化措置については、その

また、地下水に汚染が達していない段階で掘削除 去措置をした場合は、2年間のモニタリングは不要 となっています。

15. 立入禁止措置で、直接摂取だけを考えている よりも何m大きなものを用いる等、具体的に示して|準はありません。 いただきたい。

立入禁止措置は直接摂取によるリスクに対する措 ようですが、シートの破損、或いはシートの側から 置でありますので、溶出基準を超える汚染土壌には の雨水の進入によって、将来地下水の摂取によるり」適用できません。なお、覆いのシートは汚染土壌が スクにはならないか。また、覆いシートは汚染土壌 飛散等しないようにできるものであれば大きさに基

16. 舗装措置で、舗装であるために汚染土壌を覆 っている舗装面からの雨水の進入はないものの側かしありますので、雨水の進入は問題とはなりません。 界から何m多く舗装をする等、具体的に示して欲しレルトの厚さについては、「堅牢さと土壌の遮断性の い。また、アスファルトの厚さが薄すぎないか。曲|効力を有する」厚さとします。 げせん断で破損しそうな気がする。

舗装措置は直接摂取によるリスクに対する措置で らの進入が考えられます。したがって汚染土壌の境 また、舗装措置におけるコンクリート又はアスファ

17. 指定区域外土壌入れ替え措置で、洗浄水につ いては「適切に処理」とあるが、洗浄水には高濃度 れ換え措置です。洗浄という措置を伴いません。 な汚染物質と微粒子が含まれており容易には処理で きないと思われる。具体的な処理法を示していただ | に特定有害物質による汚染が周辺に飛散等しないよ きたい。また、「掘削した汚染土壌を他の場所へ搬 うにするとともに搬出先において適正に汚染の除去 出してはならない」とあるが、どのように措置を講しては汚染土壌の処分を行うことが必要です。 ずればよいか示していただきたい。

指定区域外土壌入れ換え措置はあくまで土壌の入

後段については、搬出する場合にあっては搬出中

18. 指定区域内土壌入れ替え措置で、50cmの天地 示しいただきたい。

指定区域内土壌入れ替え措置は、覆土措置の一形 返しで将来的にも安全と言えるのか。その根拠をお | 態であり、覆土の厚さ50cmについては、土壌を手で 掘削した際に通常人の手が届くと考えられる深さが 50cm程度であることから、その深さまでとしたとこ

19. 掘削除去措置で、「除去できない汚染土壌 の最終処分場)は永久的にあるとは思えず、将来、 処分場に持っていく場合でも何らかの不溶化措置を「確認が必要となります。 する必要があると思われるが、その方法をお示し願

管理型の最終処分場は汚染土壌を処分するための は最終処分場」とありますが、最終処分場(管理型 | 適切な構造を有する施設であり、第二の汚染源にな るとは考えられません。不溶化については特別の方 第二の汚染源にはならないでしょうか。また、最終 | 法は定めておりませんが、いずれにしてもその後の

20. 置、 下の重金属等による汚染土壌であれば埋め戻しが可 | 出基準は超えていない場合の措置であるので当然に 能であると考えてよいのか。また、含有量規定との│溶出量値 以下の重金属等の場合に該当します。 関係が明確に理解できない。

遮水工封じ込め措置、 原位置不溶化措 そのように考えてよいです。なお、土壌含有基準 不溶化埋め戻し措置については溶出量値 以 を超える場合の としての措置については、土壌溶

21. 直接摂取に係る措置とは言え、「 指定区域外 土壌入れ替え措置」及び「指定区域内土壌入れ替」害物質の溶出については基準値以下であることから え措置」において、砂利層の下に汚染土壌を残置す一考える必要がありません。 る工法が示されているが、残置する汚染土壌を封じ 込める措置が必要と考える。この2例だけでなく、 汚染土壌浄化措置工法の採用にあたっては、汚染サ イトの地質水理状況、人工構造物の設置状況等を考 慮する必要があり、本案の中であくまで例示である ことを明記し、掲載するならば、各工法の特徴、採 用要件等を明示する必要がある。

直接摂取によるリスクに係る措置については、有

22.機構解明結果から見てその措置を選んだ理由書 を添付すること。また、措置対策を行った方法及び | 況等により定まるものであり、機構解明結果とは直 機構解明結果から見てその措置を選んだ合理的な理」接関係がないと考えます。 由書を公開すること。

汚染の除去等の措置は、汚染の程度及び利用の状

23. 透水層中の地下水の流れが阻害され、例えば約 10年前におきた武蔵野線の駅の浮上や逆に地下水枯|流れが阻害されて著しい支障が起こらないよう配慮 渇などの被害を引き起こすことになるので、透水層 されるべきと考えます。 の能力を低下させる止水壁の設置は避けるべきであ

封じ込め措置を行う際には、透水層中の地下水の

24.措置を行った場所の周縁の地下水の下流側1ヵ 所以上に観測井を設けて、地下水質が浄化基準を超 御指摘のとおりと考えます。

過しない状態を2年間継続することを確認すること について、各措置後に、その周縁の地下水の水質を 確認する目的は、措置の効果を確認するためであ り、基本的には各措置方法の効果確認方法(施工、 品質管理等)によるべきである。

25 - 1 . 溶出量値 以下の土壌では不溶化埋め戻し 措置が可について、長期安定性を確認した場合には一の土壌に適用することが適当と考えており、それ以 幅を持たせる事が望ましい。

25-2. 原位置不溶化措置で、溶出量値 以下のす。 重金属等による汚染土壌に限定しているが、溶出量 値 を超えている場合も不溶化を認めて良いのでは ない

か。

26.対策方法として「措置イメージ図」があるが、 技術は日々進化し対策方法も千差万別である。この 記述を見る限り、あるサイトに応用する場合ここに 掲げてある「措置イメージ図」で掲載している技術「でありますので、その旨を明らかにすることとしま を用いて対策しなければならないような印象を受け|す。また、個々の技術の詳細については、今度環境 合、どの技術の採用をしてよいのか、将来技術の 「登録制度」なるものを設けてその中から選定する のか、今後の技術のさらなる開発の進展を促すよう な記述も必要と考える。また、個々の技術は調査対 策マニュアル等を作成し、そのなかで詳細に記述す るべきである。

27. 溶出量値 の土壌溶出量については、土壌環境 基準の測定方法を用いることを明記すべきである。 28. 原位置浄化措置で、地下水等への溶出に係る することで、リスク回避が可能となるため、揚水処|していません。 理法等を必要な措置の一つに指定していただきた い。(2件)

29. 法第5条第1項の指定区域の指定に係る基準の うち含有量基準を超える指定区域について措置を命 える指定区域について措置を命ずる場合に用いられ ます。 る措置として掘削除去措置( および )における具 体的内容として、「汚染土壌の範囲および該当範囲 内における汚染土壌の深さをボーリング調査により 確認した後、汚染土壌を掘削除去し、掘削した汚染 土壌から特定有害物質を除去した土壌または汚染さ れていない別の土壌により埋め戻すこと。」とある

現時点では不溶化措置については溶出量値 以下 この基準以上の物質でも適用できる。などで技術の上の場合でも適用できるようになった場合には、そ の時点において技術的基準を改めるべきと考えま

汚染の除去等の措置については、現時点で考えら ここにイメージ図を掲載するのであれば本当の基本 | れるものを全て挙げており、新たな方法を追加する となる一般的な技術ものに限定すべきである。浄化 | 必要が生じた時点で随時追加することとが必要であ ると考えます。なお、原位置浄化について、措置の |イメージ図として掲載している方法はあくまで一例 る。あるサイトで対策を実施する対応を実施する場 | 省において明らかにしていくことが適当と考えま す。

> 溶出量値 に限らず、土壌溶出量については土壌 環境基準の測定方法を用いることとしています。

原位置浄化措置については原位置で浄化が行える 措置の一環として、敷地外への地下水の拡散を防止 方法であればよく、個別の方法を指定することとは

掘削除去措置に限らず各措置が適正に行われたこ とを確認することは重要であり、その手続について ずる場合、あるいは、指定基準のうち溶出基準を超|今後環境省において検討していくことが必要と考え が、汚染土壌を当地から完全に掘削除去されたどう かの確認方法が技術的に明確になっていない。「土 壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」3. 3確認の中で示しているように掘削除去における効 果の確認について「一般には、掘削完了面で対象物 質が指定基準(同運用基準では「土壌環境基準」)を 達成していることを確認する。」を明記し、さらに 「目標が達成されていない場合は、追加的な措置を 講ずる」ことを定めるべきである。

30. 汚染が見つかった際の措置を詳細に述べている が、原則は浄化であることを明記したほうがよい。 限を設け、周囲でのモニターと結果の公表を義務付す。 け、もし汚染がモニターされたときには速やかに浄 化措置を行うものとすることとすべきである。

31. ~ の措置は暫定的で1年以内に浄化措置を 本法においては、土壌汚染によるリスクは適切に 行なわないと周辺住民には説得できないと思いま|管理することにより低減することができることか り、将来、廃棄物処分場と同様問題が生じてくる。 また、汚染土壌を掘削しておくのであればその場で「て薬剤を使用する際には人の健康に影響を与えるよ 浄化し埋め戻したほうが多くは費用的に安価である|うな二次的汚染が発生しないようにすることが必要 と思う。また、住民は納得しません(泣き寝入りを)と考えます。 除けば)。さらに、 および の化学的薬剤の注入 は薬剤による二次汚染が懸念される。

本法においては、土壌汚染によるリスクは適切に 管理することにより低減することができることか その上で、暫定措置を行う際は1年以内といった期 ら、すべての場合に浄化を行う必要はないと考えま

> は廃棄物処分場と同様な構造であしら、すべての場合に浄化を行う必要はないと考えて います。なお、不溶化措置や原位置浄化措置におい

# 6 土地の形質の変更の施行方法に係る基準

# (1)土地の形質の変更の際に遵守すべき事項

### 意見の概要 意見に対する考え方 1. 汚染土壌が当該指定区域内の帯水層に接するよ 御指摘のとおりであり、当該箇所を修正します。 うな状態にならないようにするのは、溶出基準を超 えた汚染土壌に限るべきである。 2.p88の「指定区域内の土地の形質の変更を行っ」 土地の形質の変更の目的は浄化ではありません た後には、法第7条第4項の技術的基準に適合したが、浄化を含めた汚染の除去等の措置を行うことも 状態とすること。」で、浄化ではない形質変更を同 |土地の形質の変更に当たりますので、浄化を含めて 列に論じるのは反対である。形質変更の目的は浄化「同じ扱いとすることに問題はないと考えます。 ではない。(2件) 3.土地の形質の変更の定義、具体的内容を明記さ 本法でいう土地の形質の変更とは、土石の掘削、 れたい。 宅地の造成、土地の開墾、掘削等によって土地の物 理的形状を変更する行為を指しています。 4.「...汚染土壌が飛散、揮散及び流出しないよう 例えば、指定区域の外に囲いを設け、汚染土壌が にすること。」とは具体的にどのような方法を想定|飛散等しないように慎重に施工することが考えられ しているか例示願いたい。 ます。

# (2)土地の形質の変更の際の土壌の搬出の方法

### 意見の概要

1-1.汚染土壌の搬出については、土壌汚染対策 法の対象内とし、廃掃法の対象外とすべきである。 しかしながら、搬送時の不法投棄などのトラブルを 防止するため、廃掃法に準じた管理等も考慮すべき 境省において定めていくことが必要と考えており、 合、安易な浄化対策として最終処分場へ搬出するケ かけかねない。また、収集運搬等に許認可が必要としては本委員会での検討事項ではないと考えます。 なり業務の煩雑さ複雑さ、対策費の高騰などにつな がる等、さまざまな影響が生じる。ただし、汚染土 壌だけに不法投棄などのトラブルが生じると社会的 影響が大であるので、管理等については、廃掃法に 準じた取り扱いが望ましい。(4件)

1 - 2 . 溶出量値 を超える汚染土壌を搬出して処 分する場合は、リスクが大きいので産業廃棄物の特 別管理廃棄物と同等の管理が必要である。ただし、 搬出した溶出量値 を超える汚染土壌を汚染土壌の 適正処理施設において処理し、溶出量値 以下にな った土壌については、廃棄物と同等の扱いはせず、 有効利用の可能性を確保すべきである。

1 - 3 . 指定区域から撤去・搬出した土壌を廃棄物 扱いとする場合にあっても、現状の、土壌再生施設 土砂として再利用、のルートが閉ざされることの ないよう、廃棄物処理法の適用は、改善命令、措置 命令と不法投棄罰に限定すべきである。これがが叶 土壌再生施設は廃棄物処 わない場合にあっては、 理法上の廃棄物処理施設とはせず、土壌汚染対策法 で基準等を定めること、 土壌再生処理施設につい て、土壌汚染対策法により定める技術基準は、処理 基準(土砂として再利用可能となる基準)のみとする こと。(処理技術の詳細について定めることはしな いこと)、 マニフェストについては、土壌汚染対 策法で独自に管理されるものとし、廃棄物としての マニフェストは免除されること、の3点を特に要望

の明記がなく、汚染土壌の場外処分だけが廃掃法に「移動・適正処分に係る技術的・手続的ルールについ 準ずべきとの混乱が生ずるため、ここで土壌汚染対 ては、土壌汚染対策法の体系下で今後環境省におい 策法としての場外搬出時運搬処分の取扱い方法を明して定めていくことが必要と考えます。 確化すべきである。

3.汚染土壌の受入れ施設が現状極めて少ないこと ここで検討できるものは本法に基づき実施可能な

### 意見に対する考え方

土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更等に伴う |汚染土壌の移動・適正処分に係る技術的・手続的ル ールについては、土壌汚染対策法の体系下で今後環 である。汚染土壌の搬出を廃掃法の対象とした場|廃棄物処理法における汚染土壌の取扱いについては |これらも踏まえて検討されることが適当と考えます ースが拡大するおそれがあり処分場逼迫問題に輪を|が、廃棄物処理法における扱いそのものを決めるこ

2.汚染土壌の扱いが法律から廃棄物と相違すると 本法に基づく土地の形質変更等に伴う汚染土壌の

から、適正処理の確保のために、産業廃棄物処理施 ものであり、その範囲内において可能な対応は今後 設及び汚染土壌を現に適正処理している施設は、廃|とも引き続き検討していく必要があると考えます。 棄物処理法の許可を不要とすべきである。その際、 土壌汚染処理施設は国または関連公的機関が適正な 施設であることを確認し、産業廃棄物処理施設で受 入可能とする場合でも、国または関連公的機関が適 正な施設であることを確認することとし、適正であ ることを確認できた施設は国または関連公的機関が 登録証を発行し、第三者が見て適正施設であること を確認できるようにするべきである。また、その搬 出に用いる車両等は廃棄物処理法で規制すべきでは

4. 場外搬出し、処理する土の保管は、屋内保管又 定めるべきである。

搬出された汚染土壌については、汚染の除去等を は廃棄物最終処分場に準じた施設で保管するものと | 伴う場合を除き、適正に処分することとなりますが 具体的な処分方法は今後環境省において定めていく ことが必要と考えます。また、汚染土壌を汚染の除 去のために搬出するに当たっては、搬出先において 周辺環境に特定有害物質による汚染が拡散しない方 法等により汚染の除去等がなされることが必要で

5. 汚染土壌の浄化した後の土及び敷地の取り扱い について搬出された土砂の再利用を促進する観点か に浄化された土壌についてはその後の利用について ら、溶出量値 を超えた土壌であっても、環境基準|は何ら制限は課していません。ただし、当該基準を 値以下まで浄化された土壌は一般土砂として取り扱 超過する汚染土壌を指定区域から搬出する場合に う。但し、要措置レベルを超える土壌は用途を制限|は、搬出先における適切な処理・処分を求めていま して再利用を促進する仕組みが必要である。(2)す。

本法においては、指定区域の指定に係る基準以下

6. 浄化目的外で形質変更をした場合、適正な管理 ができれば場内保管も浄化等の措置につながる過程 | の一環として当該土地の汚染土壌を一時的に当該区 であり、費用負担時期の観点から同時期に措置がで | 域内において適切に仮置きされることは認められ得 きない場合があり得るので、将来の処分を前提とす|ると考えられますが、それ自体が長期にわたる場合 る当面の場内長期仮置き保管を認めるべきであり、 この技術基準は別途定めていただきたい。(2件) 措置(汚染土壌の飛散、流出等の防止含む)は必要

指定区域において実施される汚染の除去等の措置 には少なくとも土地所有者等の同意を得て立入禁止 となると考えます。

#### 7 その他

#### 7 - 1 土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある 土地の考え方

# 1.任意で調査がなされ汚染が判明した場合、現在 はあくまで指導に基づく届出制であり、土地所有者 | 染状況の調査義務や必要に応じた調査命令が可能で が拒めば届出をしなくてもよいのが現状である。こ|あり、それ以上の義務を課す必要はないものと考え の届出がなければ、仮に健康被害が生じるおそれのます。 ある土地であっても行政は掌握できない。したがっ

意見の概要

### 意見に対する考え方

土壌汚染の調査については、本法に基づき土壌汚

- て、環境基準値を超える調査結果が出た場合は、ど んな場合においても地方行政へ届け出ることを義務 化し、その上で行政が健康被害が生じるか否かの判 断を下すというルールを作るべきである。
- 2. の場合は、自治体が隣地で表層土壌の汚染ま たは近隣で地下水汚染を発見したことが契機である|染の除去等の措置を命令したり、土地の形質の変更 と想定されるが、このような場合、迅速かつ適切な |を的確に規制するためには、本法に基づき調査命令 対応をするためには、時間、費用のかかる命令を発|を行い土壌汚染の有無を確認することが必要であり 出するのではなく、自治体が当該情報に基づき当該ます。その際、迅速かつ適切に対応するため、当該 会社(事業所)に指導、勧告等することが妥当であ 会社による任意の関連情報の提供は重要であると考 る。(18件)
- 3. 法施行前に土地所有者等が自主的に調査を行 い、都道府県等と協議のうえ措置を講じた土地につ│修正します。 いては、暴露の可能性がないので、土壌汚染又は地 下水汚染の判明している土地であっても、人の健康 に係る被害が生ずるおそれはなく、また、現に管理 をされている工場等の管理がなされていて、不特定 多数の人が立ち入らない場合や、既に措置がなされ ている場合も同様であるので、「 土壌汚染又は地 下水汚染の判明している土地」を「 土壌汚染又は 地下水汚染の判明している土地であって、暴露の可 能性がある場合」に変更すべきである。(4件)
- 4. 自然由来であるかどうかの判断は誰がどのよう の措置命令を適用することはできるのかどうか、そりが必要であると考えます。 れらの対応方法についても併せて明確にすべきであ る。。
- 5. 命令すべき調査方法について明確にされていな い。たとえば、廃工場が建ったままになっている場 において明確にしていくことが必要であると考えま 合や操業中の工場の場合には、調査自体が困難であす。 ると考える。
- 6.調査の発動は人の健康に被害が生ずるおそれの ある場合に限定すべきである。
- 7. 汚染の調査、措置においては地下の技術的構造 要求される。工場廃水の水質分析において「公定分」なるものと考えています。 析」「計量証明登録事業者」が登録されているよう に、地下構造の解明などにおいても同等の技術レベ ルが担保されるべきと思われる。自治体が指示、命 令を出す場合においては、専門的知識を有する人材 からなる「技術専門委員会」を適宜設置し、技術的 ・客観的な判断基準の下に「調査命令」を発するべ きである。

本法に基づき当該土地を指定区域にして必要な汚

御指摘の点については暴露の可能性がある場合と

自然由来であるかどうかの判断は都道府県知事等 に行うのか明確のすべきである。また、自然由来の が行うこととなります。その基本的考え方について 汚染が判明した場合、第4条の調査命令及び第7条|は環境省において可能な範囲で明らかにされること

> いずれにしましても、専ら自然由来の汚染は土壌 汚染対策法の対象外です。

> 調査方法の運用については、必要があれば環境省

|法第4条に記載されているように、調査命令の発 動要件は「人の健康に被害が生ずるおそれがある」 場合に限定されています。

都道府県等においても必要があれば御指摘のよう 解明が重要であり、この解明は高度な技術レベルがな専門的知識を有する者に御意見等を求めることに

8、法第3条による調査方法は細かく記述されてい! 法第3条の調査、法第4条の調査に係る方法は基 るが法第4条による調査方法はどうなるのかがわか 本的には同じものですが、報告にあるとおり地下水 らない。特に他の調査結果等により汚染の存在が既 | 汚染の状況の確認といった法第 4 条調査の場合にだ に判明している場合は具体的にどうするのか。判明|け行われるものがあります。 しているデータの他にさらに何をどのように調査し なければならないのかを明確にすべきである。(2

9. 自己所有地内の地下水が汚染している場合で、 その原因者が当該土地所有者ではない場合、その土 汚染が流入してきたと判断される場合には、その結 地の指定区域の指定は免れるものとすべきである。

周辺の土地の土壌汚染に起因して発生した地下水 果のみをもって指定区域には指定されません。

10. 客観的事実による判断でないと、一部の人が利 する場合や不正が発生するおそれがあり、土壌汚染「汚染の蓋然性の高い場合には確実に調査が行われ、 については、非常に抽象的であり判断する人により|措置がなされることが必要であると考えます。 差が生じかねないと考えられるので、「汚染が判明 している土地」に限ってはどうか。

土壌汚染の判明していない土地についても、土壌 の蓋然性の高い土地や暴露の可能性についての判断 | 土壌汚染が判明した場合には必要な汚染の除去等の

11.第4条の調査命令に先立ち、当該事業所に対し 法第4条の調査命令に当たっては、行政手続法に 十分な状況の説明を行った後に命令を発する仕組み よる弁明の機会の付与等の場面において必要に応じ とされたい。

て当該事業所に対して調査命令の必要性といった事 項が十分に説明されるものと考えます。

12. 土地履歴調査の不確実さが原因で、建設工事中 に予想されていなかった場所からの、土壌・地下水 | 法に基づく必要な措置等がなされるものと考えま 汚染が発見されたときの浄化主体や手続き等を明確 す。その際、汚染原因者が判明すれば汚染原因者に にすべきである。

本法に基づき必要があれば調査命令がなされ、本 対して必要な措置命令がなされることとなる等、本 法に基づく手続に従って土壌汚染対策が進められる こととなります。

13. 法第4条第1項の土壌汚染状況調査を命じられ る土地に該当する要件としては、「『土壌汚染又は」します。 地下水汚染の判明している土地。又は『土壌汚染が 存在する蓋然性の高い土地であって暴露の可能性が ある場合』」としているが、「『土壌汚染又は地下 水汚染の判明している又は存在する蓋然性の高い土 地』であって、『暴露の可能性』がある状態にある 場合」の前の案に戻すべきである。

御指摘の点については暴露の可能性がある場合と

# 7 - 2 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずる おそれがある土地の考え方

・意見なし

### おわりに

#### 意見の概要

1-1.現状有効利用され、環境に負荷を与えてい ない再生資源のリサイクルの道が閉ざされれば、最|対象ではないと考えます。 終処分場のひっ迫のみならず、地方自治体、産業界 に対して経済的にも重大な影響を及ぼすことになる 部が援用されるといったことにより再利用物のリサ が、そのような事態は避ける必要があるため、本文 イクルが阻害されるようなことは、本法が目的とす の後に、「さらに、現在、再生資源として土壌中にしるところではありません。 有効利用されている再利用物 (溶融スラグ等)のリ サイクルを阻害しないための措置が必要である。」 と追加されたい。(24件)

1 - 2 . 現在、JIS化されたり、グリーン調達対 象物等有効利用されているスラグ等は、天然砂等と の競合商品であり、土壌汚染対策法の適用対象では ないが、悪影響が懸念されるため、本文の後に、 「尚、再利用物として使用されているスラグ等につ いて、土壌汚染対策法が阻害要因とならないよう配 慮が必要である。」を追加されたい。

2. 指定区域以外からの汚染土壌について土壌汚染 対策法の対象とならない土地(例えば稼動中の施設)|実施可能なものであり、その範囲内において可能な であっても、汚染の可能性のある土砂を搬出するより対応は今後環境省において検討していく必要がある うな場合にあっては、何らかのガイドラインが必要して考えます。 と考えるがどうか。また、公平性の観点から、指定 区域以外からの搬出土壌についても、土壌マニフェー・適正処分に係る技術的・手続的ルールについて ストの適用と付随寄付を、ガイドラインに盛り込むしは、今後環境省において定めることより的確な処理 ことが必要と考えるがどうか。

3.今後の課題として土壌汚染調査・修復技術分野 のエキスパートを育成することをあげるべきであ により土壌汚染調査・修復技術分野のエキスパート る。

#### 意見に対する考え方

再利用物自体は土壌ではなく、ここで議論できる

しかしながら、仮に土壌含有基準の測定方法の一

ここで検討できるものは土壌汚染対策法に基づき

なお、指定区域からの汚染土壌の搬出に係る移動 ・処分を確保していく必要があると考えます。

御指摘の点は重要であり、土壌汚染対策法の施行 が育成されることを期待します。

### 別添資料

#### 意見の概要

1.表層土壌ガス濃度と最高土壌溶出値の関係を見 ると、ベンゼン以外の物質ではガス濃度が0.1ppm以|ンゼン以外を0.1volppmとし、ベンゼンについて 下であればほとんど全て、最高土壌溶出値が環境基 準(指定基準)に適合している。また、ベンゼンで はこれまでの経験では、より低い表層土壌ガス濃度す。 で最高土壌ガス溶出値が環境基準(指定基準)を超 過している事例があるため、指定基準の指定の要件 のひとつである、表層土壌ガスの不検出の定義は、 このような実態を踏まえて設定すべきであり、土壌 ガス濃度の不検出の定義は、ベンゼン以外の物質は 0.1ppm、ベンゼンはこれより低い値に設定すべきで ある。

#### 意見に対する考え方

土壌ガス濃度の不検出の定義(定量下限)は、ベ は、現在一般的に使用されている各分析器における |検出感度を考慮し、0.05volppmとすることとしま

2. 土壌ガス調査法は公定法になると思うが、これ ればどう扱えばよいのか。

土壌ガス調査法は揮発性有機化合物に係る調査方 以外の方法はだめなのか。さらによりよい方法があ 法の 1 つとして、公定法として定めることとしてお り、土壌汚染対策法に基づく調査としては公定法以 外は認められません(相対的高濃度地点の絞り込み については本土壌ガス調査法以外の方法も利用でき ると考えております)。

> なお、今後更に良い方法が出てくれば、本調査法 への追加を検討することとします。

- 3.現地GC分析等では対象成分によって検出下限 値と定量下限値にかなりの幅があるが、何をもって│算」において定めることとします。 検出されない(不検出)とするのか。
- 4. 土壌ガス調査は汚染があるかどうかのあたりを 付けるための調査に対して公定分析並みの記載が見|指定要件への該当の有無を判断するための公定法と 受けられるが、簡便、迅速、低価格で調査したいとして定めることとしており、濃度値で評価するため いう法の趣旨に反するし、公定法に近い品質管理を┃の品質管理が必要であると考えます。また、ボーリ 実施しないとならないことになり、コストアップにング調査の代わりに行うものであり、調査費用の負 つながる。
- 5.調査の対象外とするグラウンドや事務所等周辺 点では点数が多すぎ、費用がかさむので、高感度法 によりメッシュをもう少し広げ点数を減らし実施す ることが望ましい。
- 6.環境省調査対策指針・運用基準に記載以外の事 項が多くなった。多様化するのは良いが煩雑さを感 | 染調査で一般的に行われている調査方法、JISやISO じる。また、技術的検証を行ったものを記載したのの規格等を参考に検討したものです。
- 7. 検知管による簡易分析法を加えるべきである。

本調査法の「 . 分析方法」の「10. 定量及び計

土壌ガス調査は、汚染の有無について指定区域の 担はより小さくなると考えます。

汚染の可能性が高い部分については100㎡に1地 部から汚染を多数検出しており、本案の100m2に1点の調査が必要と考えますが、履歴情報等から汚染 が存在する可能性が低い部分については900㎡に1 |地点の調査を行うこととし、汚染が存在する可能性 がないと考えられる部分については試料採取を行わ なくてよいこととしており、あくまで汚染可能性に 応じて判断するものと考えます。

過去の事例等におけるデータ、これまでの土壌汚

分析方法は、調査対象物質の同定および定量が可 能な方法としています。検知管は、干渉成分の関係

で物質の同定が不可能であり、定量においても目視 における個人差が避けられないため、除外していま 8.土壌ガス濃度が相対的に高い地点を絞り込む調 相対的高濃度地点の絞り込みについては検知管等 査において、10ppm以上の高濃度の地点については|本土壌ガス調査法以外の方法も利用できると考えて 検知管やポータブルセンサー等の簡易測定器をガス います。 クロマトグラフ等とともに併用できるようにすべき 9. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の3.1. 御指摘を踏まえて、採取孔の直径は15-30mmとし 1試料採取孔で、採取孔の直径が20-30mmとなっています。 また、ハンマードリルについては、「鉄棒等の打 るが、現在土壌ガス調査に広く用いられる「ボーリ ングバー」等の径は15mmであるため、20-30mmに合|ち込み等による穿孔」に含まれます。 理的な理由がないなら15-30mmとした方が良い。ま た、対象地の表層土が締まったレキ混じり土壌など の場合はボーリングバーでは穿孔できず、径20mm 弱、長さ1000mm程度のハンマードリルで削孔しなけ ればならない場合が多々あるため「鉄棒等の打ち込 みにより穿孔・・・」とあるがハンマードリル等に よる穿孔も認めるべきである。 10. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の3.1.2 保護管の根入れ深さは記載しております。密閉方 保護管で、記述内容が不完全で明瞭でなく、採取孔|法については、土壌ガスが通過しない方法であれば と保護管、および舗装と保護管の間を密閉すること 足りるものと考えます。 になっているが、具体的な方法やシール材、保護管 の根入れ深さが明示されていない。標準的な保護管 の形状、材質、使用方法等の図示が必要と考える。 11. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.1 捕集部の位置によって装置の接続順序が変わるた |装置の構成の捕集部が地上にある場合、地下にある|めに整理したものであり、いずれも保護管下部の開 場合はおかしい。地下部分でも地上部分でも地下部 | 放部から集まってくる土壌ガスを捕集するもので 分から試料を採取する。地下部分で採取する方法はす。 濃縮管でガスを捕集し濃縮する為のものであり修正 をお願いする。 12.土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.2材 使用例として一般的に用いられているテフロン管 質で、4.3d)にあるように保護管を延長する場合を |を示したものであり、ステンレス管やアルミ管の使 考えて、ステンレス管及びアルミ管を加えるべきで「用は可能と考えています。 ある。 13. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.2 汎用性と精度の観点から、「内容積約1~3Lの の捕集バックの内容量は約1L以下とするべきであしるの」と修正します。 御指摘を踏まえ、「内容積約1~3Lのもの」と 14. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.2 捕集バッグで、バッグ容量の指定はXX以上YY未満でします。 示すべきである。現状の記述では50mLのテドラーバ ッグも認められることになるが、吸着の影響は小容 量のバッグに顕著に表れるため採気量は多い方が望 ましい。テドラーバッグの場合、汎用品は1~5L

であるから1~3Lの範囲でよいのではないか。

15. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.3 JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び 減圧濃縮管で、有害大気汚染物質測定マニュアルの<sup>1</sup>テトラクロロエチレン分析方法 ) で試料ガス採取器 内容と同様にし、具体的な自家製の捕集管の作成方 具として定義されている濃縮管の条件に準拠したも 法の記載は必要なく、その性能のみを記載し、保証 のであり、JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチ された市販品を使用することも可能な注釈も記載す るべきである。

16. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.3 SUS管も認めるべきである。

17. 土壌ガス調査法(案). 試料採取方法の4.5. 3捕集濃縮管の記載注3)4)に多孔性高分子型(ポー ているが、メーカーの作意が見られ、また、見方に ます。 よってはこの方法が国の推奨する方式に見られるた め捕集材には(活性炭、合成ゼオライト、多孔性高 分子)と記載だけで条件設定は一般条件を記載する だけでよい。

18.土壌ガス調査法(案) .試料採取方法の4.6.1 器具(注射筒等)の使用可能でその能力の保証は必せん。 要ないと考えられるので、「捕集バックを用いて試 料ガスを採取する場合は、特に所定流量を保証する 能力は必要ない」という注釈を加えるべきである。

19. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5. 試料 なければ土壌ガスの採取は可能だし、建築物がある に水たまりがある状態の場合には現地の状況を考慮 して実施することとする。」と修文すべきである。

20. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1減 圧捕集瓶による試料採取で、土壌ガス吸引速度の指しないこととしています。 定をすべきである。

21. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1減 圧捕集瓶を用いた食塩置換法による試料採取で、土 で、原案どおりとすることが適当であると考えま 件)

22. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1.2 (注)6漏れ試験で、絶対圧力1.33kpaに減圧した真空 約0.67kPa以内であれば」と記述することとしま ビンが、1時間後に0.67kPa(初期値よりも更に低い す。 圧力)になる様に読める。

23. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1.4 採取管・導管の取り付けのb)で、「~採取管容量程 案どおりとすることが適当と考えます。

|レン及びテトラクロロエチレン分析方法)で用いら れている市販品は使用可能であると考えています。

JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び 濃縮捕集管で、捕集管の材質をガラスとしているが | テトラクロロエチレン分析方法 ) の濃縮管の定義に 準拠したものであり、原案どおりとすることが適当 であると考えます。

JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン分析方法)で試料ガス採取器 ラスポリマー) やその充填量処理条件まで記載され 具として定義されている濃縮管の条件に準拠してい

5.3.4で採取管容量の約3倍の試料ガスの吸引を 吸引ポンプで、捕集バックへの採取は気密容器内を | 義務付けており、一般的に吸引ポンプが使用されて わずかに減圧するだけで十分であり、簡易的な吸引|いるため、特に簡易な吸引器具の使用は考えていま

雨天時および地上に水たまりがある状態では地下 採取で、雨天時でも削孔した採取口に雨水の流入が|水面が上昇したり、浅層部に宙水が生じたりし、深 度1m付近の土壌が飽和してしまう可能性がありま 地点では何の支障もないので、「雨天時および地上」す。このような地下水の状況は建築物のある地点に |も及んでいる可能性があり、土壌ガス試料の採取が 不可能な場合も想定されるため、建築物のある地点 について扱いを別にしないこととしています。

土壌ガス吸引速度の制御は困難であるため、指定

方法として問題はないとものと考えていますの

御指摘を踏まえ、「1時間後放置後の圧力変化が

安全側に考えて、3倍程度としたものであり、原

度の試料ガスを吸引する。」に変更すべきである。 24.土壌ガス調査法(案) .試料採取方法の5.3.2 事前に確認した新品の市販品の場合、このままの 採取バックの準備の注(11)で、「事前に確認した市」表現でも御指摘の解釈は可能です。 販品を使用し、使い捨てる場合は必ずしも毎回行う 必要はない」という注釈も加えるべきである。 他の方法を除外するものではないため、「...方法 25. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.3.2 採取バックの準備の注(12)は、種々の方法があり、 等がある。」に記述を変更することとします。 水封法が最良というわけではないので、削除すべき である。 26. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.4.2 事前に確認した新品の市販品の場合、原案の表現 捕集濃縮管の準備で、「密封された状態の保証され」でも御指摘の解釈は可能であると考えます。 た市販品を使用する場合は準備を必要としない。」 という注釈を加えるべきである。 27. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.4.5 御指摘の内容を5.4.5のa)の注釈として追加する 試料ガスの採取で、「土壌粒子等が捕集濃縮管に混っこととします。 入しないように注意する。」という注釈を加えるべ きである。 28. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1 実態として現地以外の分析室で分析する場合もあ 資料の運搬と保管及び6.2運搬・保管による濃度変|り、その場合の注意点を記載しているところです。 化の試験で、土壌ガス調査は現場分析を基本とすべ きであると記載すべき。 前段については、ISO/CD 10381-7 (Soil Quality 29. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1試 料の運搬と保管で、捕集バッグに採取した試料は12| - Part7: Sampling of soil gas)における「室内 時間以内に分析すべきである。 分析のための試料の貯蔵と輸送」の内容(採取後24 |時間以内に分析室に到着し、続く24時間以内に分析 また、ガス試料の保存は大気測定において実績の あるキャニスター、あるいは捕集管による方法に限 する)に基づき、現地分析はそれより短くなるよう 定すべきである。 に定めたものです。 後段については、JIS K 0305 (排ガス中のトリク ロロエチレン及びテトラクロロエチレン分析方法) で、備考としてこれらの物質の吸着及び透過並びに 変質が生じない材質の捕集バッグの使用を認めてい るため、これに準拠したものです。 30. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1b) 室内分析の場合、採取した試料を1日分まとめて c)、6.2、及び . 分析方法の3.2で、「現地で分析 持ち帰ることを考慮したものであり、現地分析はそ する場合」と「現地以外の分析室に持ち帰り分析す|れを考慮する必要はないため、原案どおりとするこ る場合」の場合分けはナンセンスであり、可能な限したが適当と考えます。 リ24時間以内での分析実施を推奨し、分析場所を限 定せずに最大でも48時間以内での分析実施を限度と する内容に変更すべきである。

31. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.2 御指摘のケースを想定し、捕集濃縮管による方法 運搬する場合で、少量の検体数の場合、現場分析の 場合はコストが割高になり、その場合は固相吸着し

た土壌ガスを持ち帰り分析する方がガス体で運搬する場合より信頼性が上がるので、固相吸着管による場合を加筆し、持ち返り分析する場合はその旨を記

載すべきである。

32. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.2運 搬・保管による濃度変化の試験で、濃度変化の補正しあると考えられるため、濃度変化の補正で対応する は行うべきでなく、濃度低下が20%以上ならば再調しこととしたところです。 査とすべきである。

33. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の8.報告 事項に採取日当日の気温及び前日の天候も必要であ│あり、また、前日の天候については、前日に現地に る。

34.土壌ガス調査法(案) .分析方法の3.2試料の 取り扱いで、6.1 試料の運搬と保管との整合性が取一述内容を3.2に準拠するよう修正します。 れない。

また、記述を固体捕集法に限定すべきであり、テ ドラーバッグによる試料保存を認めるべきでない。

35. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方 法で、分析方法としてGC-MSと質量分析計が併記さ1記しましたが、質量分析計のみでは異性体の同定が れるのはおかしいので、質量分析計は削除すべきで ある。また、検出器としてGC-PID、GC-FID等という 討の上、GCなしの質量分析計を除外することといた 表記は不適切であり、分離器としてガスクロマトグ|します。また、「検出器」に関する表現を修正しま ラフ、検出器として各種検出器を列記すべきであ<sup>1</sup>す。

36.土壌ガス調査法(案) .分析方法の5.分析方法 で、GC/PIDの感度は芳香族、不飽和炭化水素に選択 質」としてまとめ直します。 的ではなく飽和炭化水素にも感度があり、記述に誤 りがある。

37. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方法 の表 1 で、GC-ELCDの特徴欄の「安定性がある。」 の部分は削除するべきである。

38.土壌ガス調査法(案) .分析方法の5.分析方法 で、記述中で使われている「定量下限値」と「検出 い。ダイオキシン分析のように定量下限値は10 値、検出下限値は3 値となるのか。

39. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方法 で「物質濃度の定量が可能でかつ0.05volppm以下の 5volppmと変更するのに伴い、分析方法が担保する 検出下限値を担保できる方法を用いる」とあるが、 中感度法(GC-PID)等では、成分毎に検出感度が異 なり、この記述では、現実に中感度法(GC-PID)に|全物質について検出下限値を担保する必要はなく、 よる調査は不可能となり、また、調査機関毎に検出 | 調査対象となる土地の調査対象物質について検出下

操業中の工場等、再調査が困難である場合も多く

当日の気温とはどの時刻の気温を指すのか曖昧で 作業者がいるとは限らないため、報告を求めないこ ととします。

前段については、御指摘を踏まえまして6.1の記

後段については、JIS K 0305 (排ガス中のトリク ロロエチレン及びテトラクロロエチレン分析方法) で、備考としてこれらの物質の吸着及び透過並びに 変質が生じない材質の捕集バッグの使用を認めてい るため、これに準拠したものです。

GC-MS以外にポータブル質量分析計があるため併 |不可能であり測定可能物質が制限されますので、検

御指摘も踏まえ、表1を「各分析器の測定可能物

表1は「各分析器の測定可能物質」とすることと します。

検出下限値は分析方法の性能として担保させるも のであり、定量下限値は調査法としての不検出の定 下限値」の2つの用語の定義がはっきりとしていな |義です。定量下限値については、定量値に対して繰 り返し精度として所定の変動係数であることが確認 されている方法であれば良いと考えます。検出下限 値について、定量下限値を担保することという表現 でも意味を表すことが可能であるため、そのように 表現を修正します。

> 定量下限をベンゼン以外0.1volppm、ベンゼン0.0 検出下限値も同じ値に変更することとしています。

分析方法については、特定有害物質に指定される 下限値が異なることとなるので、各成分毎に検出下限値が担保されている方法であれば良いと考えま 限値を設定すべきである。

40.土壌ガス調査法(案) .分析方法の6.試薬で、 標準液原液、混合標準液原液として各 1 mg/mLに限りとすることが適切と考えます。 定する必要はない。

市販の標準液として一般的であるため、原案どお

41. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の6. 試薬で、

混合標準液の作成方法を限定する必要はない。

42. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の7.1器具の ばそれを利用する。」という注釈を加えるべきであしば問題はないと考えます。 る。b)の注(5)、(6)、(7)で、分析操作において も、土壌ガス試料を採取に用いた捕集濃縮管と同じす。 ものを必ず使用すべきであり、「 . 試料採取方 法」に既に記載があるので、あえて記載する必要が なく、よって削除すべきである。

精度を補完するため方法を規定したものであり、 原案どおりとすることが適当と考えます。

内容積に関する指摘に対しては、メーカーがJIS a)の注(4)で、「内容積はメーカーの保証値があれ|K 0050の9.3.2に準じて測定した値で保証していれ

御指摘を踏まえ、捕集濃縮管の注釈は削除しま

43.土壌ガス調査法(案) .分析方法の7.器具及び 定値の繰返し精度は定量下限付近の試料と定量下限 | 使用する。」と修正することとします。 値の10倍程度の試料では異なるのが通常と思うが、 定量下限値付近においてCV=10~20%を保証するとい う理解でよいのか。

御指摘の解釈のとおりであり、表現を「定量下限 |装置||注(9)で、繰返し精度の定義が不明である。測|値付近の変動係数が10~20%であることを確認して

44. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の7.2.1ガス クロマトグラフで、「2種類以上の検出器を組み合 わせた装置もある。」という注釈を加えるべきであ る。

御指摘を踏まえ、注釈を追加することとします。

45.土壌ガス調査法(案) . 分析方法の8.1直接捕集 法で、試料導入量の範囲が小さすぎる。パックドカ|るカラムはメガボアカラムやキャピラリーカラムが ラムを使用した場合には試料導入量は5ml以上でも | 必要であり、注入量は記載した量が適当であると考 分析可能である。また、最小導入量が0.2mlでは高えます。 感度検出器と高濃度の土壌ガス試料の組み合わせの 場合、検量線範囲に収まらない場合が多く起こり、 ガスの希釈操作が必要となる。また、その希釈方法 に関しての記述がない。また、経験上0.1mlのガス タイトシリンジを使用して0.01mlの導入を行った場 合でも、大きな誤差は認められないと感じている が、0.2mlを最小導入量とする根拠は何か。

各測定対象物質の分離能を考慮した場合、使用す

ガスの希釈操作については、注釈を追加すること とします。

46.土壌ガス調査法(案) .分析方法の8.2固体捕 集法で、最初の「固定捕集法で~に注入する。」の|ます。試料導入量については、御指摘を踏まえ、記 2行については削除するべきである。ここは採取試 述を変更することとします。 料の分析の手順の欄であり、検量線の作成ではな い。また、「試料導入量は100~500mLとし」につい て、試料採取方法との整合を図るべきである。

御指摘を踏まえ、最初の2行を削除することとし

47. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.1直接捕 集法の場合で、「先に作成した標準液の適量をマイ」を修正することとします。 クロシリンジではかり取り、上記1Lの検量線用ガ ス瓶に注入する。」に変更すべきである。

御指摘の部分に表現の誤りがありましたので記述

48. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.1直接捕 JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び 集法の場合(検量線用ガス瓶による調製)で、減圧下 テトラクロロエチレン分析方法)に準拠していま の真空瓶による標準ガス調製は誤差が大きく不適当 す。検定済みのガス一次/二次標準については、汎 な方法であり、有害大気汚染物質測定方法マニュア 用性を考慮して「6.試薬」に注釈に追加することと ルに記載されている様な、大気圧下で標準原液を注します。 入する方法にすべきである。また、トレーサビリテ ィー確保の点では検定済みのガス一次/二次標準を 使用するほうが望ましく、そちらを優先的に標準に 採用すべきではないか。

49. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.2固定捕 集法の場合で、土壌ガス調査のみで指定区域とするることとします。 基準は0.05ppmと考えられ、それと比較してこの内 容は試料採取量を100mLとすると0.0005~0.05ppm範 囲の測定であり、明らかに高感度法の内容である。 指定区域の指定に係る基準が検出されないこととす ると、他の直接捕集法との検出下限値の設定にズレ が生じ、指定区域の判断に問題が生じると考えられ るので、土壌ガス調査法の内容は基本的に中感度法 に統一し、参考法等で高感度法を紹介すべきであ

御指摘を踏まえ、そのような主旨で記述を修正す

50. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の11.報告 事項で、a)からd) を分析会社に求めるのはなぜ | d) は調査報告として追加される報告事項です。な か。これらを分析会社に求めるのであれば、土壌調 お、a)~d)については、「 . 試料採取方法」の報 査会社との責任範囲を明確にすべきである。a)から ҍ事項を用いることとします。 d)は「 試料採取方法 8.報告事項」とダブリが多 い。 e)からh)は分析機関が責任を持って報告でき るがそれ以外の項目は土壌調査会社が報告すべき事 項である。また、a)試料採取日時は「分析実施日 時」のまちがいではないか。a)試料採取日時を分析 機関には証明する手段はない。分析実施日時であれ ば報告できる。(3件)

e)~h)は分析機関としての証明事項であり、a)~